

国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等

(資料1)

■ 調達実績と環境負荷低減効果等の評価（概要）

I 国等の機関のグリーン購入調達実績

1. 調達実績の概要

平成 28 年度における国等の機関の特定調達物品等の調達実績は、公共工事分野の品目を除く 202 品目中 182 品目 (90.1%) において判断の基準を満たす物品等が 95% 以上の高い割合で調達されている。グリーン購入法が施行された平成 13 年度において特定調達品目数に占める調達率¹が 95% 以上の品目数の割合は 44.4% であったが、平成 16 年度以降は概ね 90% 以上を維持しており、高い水準にある。平成 26 年度において調達率 95% 以上の品目数及び割合ともに、前年度比でやや下がったものの、平成 28 年度においても、調達率は 90.1% と引き続き高い水準を維持している。

平成 13 年度のグリーン購入法施行以降、順調にグリーン購入が進展しているところ（表 I-1 及び図 I-1 参照）であり、これは、グリーン購入法の施行により国等の機関が調達方針に基づき、特定調達物品等の計画的かつ優先的な購入に積極的に取り組んだこと、及びその結果として、特定調達物品等の市場におけるシェアが着実に拡大してきたことによる結果と評価できる。

表 I-1 調達率が 95% 以上の品目数²の推移（公共工事分野の品目を除く）

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
①特定調達品目数	90	124	135	146	146	156	165	179
②調達率 95%以上の品目数	40	98	117	133	136	147	155	167
②/①割合	44.4%	79.0%	86.7%	91.1%	93.2%	94.2%	93.9%	93.3%

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①特定調達品目数	184	190	194	194	199	200	202	202
②調達率 95%以上の品目数	177	186	180	187	189	183	181	182
②/①割合	96.2%	97.9%	92.8%	96.4%	95.0%	91.5%	89.6%	90.1%

¹ 国等の全機関の特定調達物品等の調達量を当該特定調達品目の総調達量で除した値。

² 調達率及び品目数については、集計結果の精査を行い、遡って修正している場合がある。

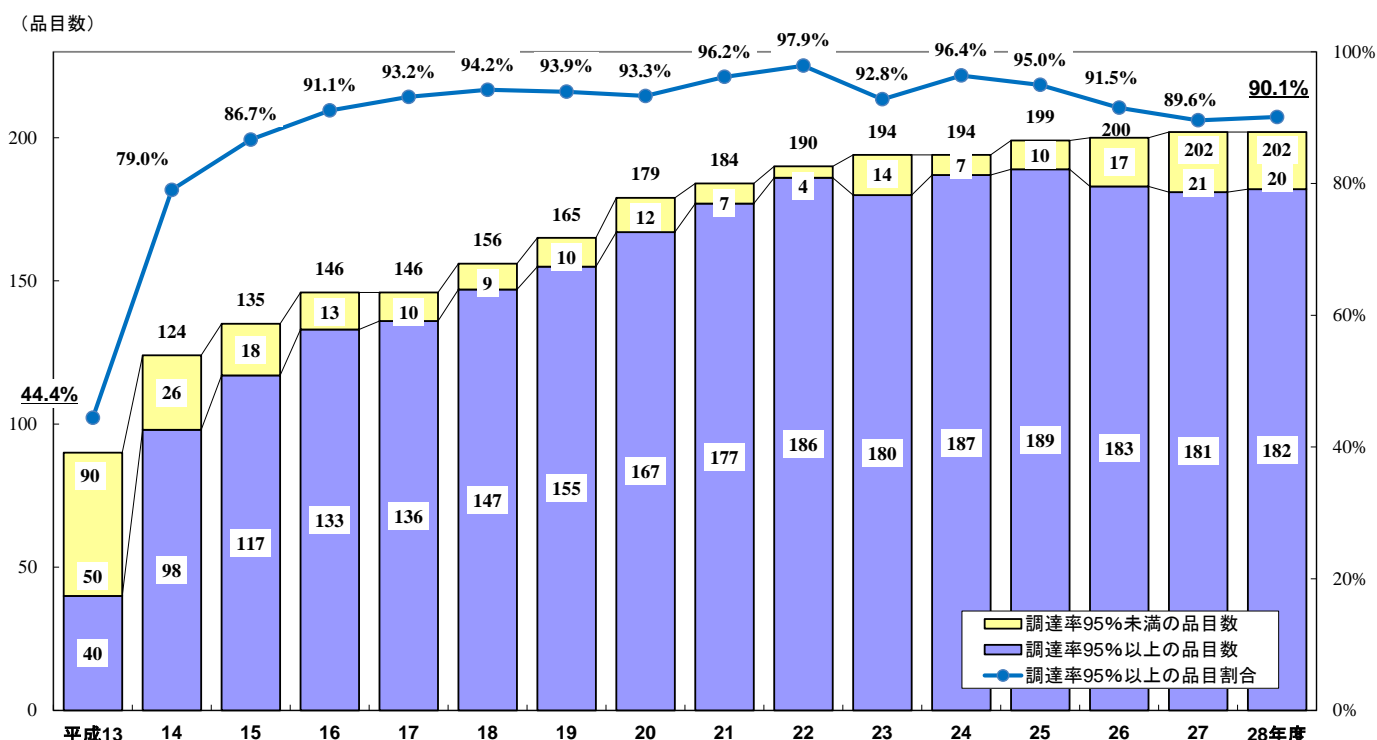


図 I - 1 調達率が 95%以上の品目数の推移（公共工事分野の品目を除く）

2. 主な分野における調達実績

平成 28 年度の主な分野における特定調達品目の調達実績は、以下のとおりである。

なお、平成 27 年度の調達実績と調達率が比較可能な品目について、調達率を比較したものが、表 I - 2 である（品目ごとの比較については「資料 2」の平成 28 年度環境物品等の調達の実績の概要を参照）。

表 I - 2 平成 27 年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較（単位：品目数）³

分 野	紙類	文具類	オフィス家具等	画像機器等	電子計算機等	オフィス機器等	移動電話	家電・IT等	温水器等
調達率上昇	0	17	1	2	0	0	1	5	1
ほぼ同等	2	50	9	7	3	4	1	4	2
調達率下降	5	16	0	1	1	1	1	0	1
合 計	7	83	10	10	4	5	3	9	4

分 野	照明	自動車等	消火器	繊維製品等	設備	災害備蓄用品	役務	合 計
調達率上昇	0	0	0	2	1	3	2	35
ほぼ同等	5	3	1	14	2	4	9	120
調達率下降	0	0	0	6	1	3	2	38
合 計	5	3	1	22	4	10	13	193

³ 「調達率上昇」は平成 27 年度との比較において特定調達物品等の調達率が 1 ポイント以上上昇した品目、「ほぼ同等」は調達率が ±1 ポイント未満の品目、「調達率下降」は調達率が 1 ポイント以上下降した品目。

(1) 紙類

- コピー用紙の総調達量は 51,617 トンと、平成 27 年度の 50,886 トンから概ね横ばい。調達率は 98.3%
- 塗工されていない印刷用紙の調達率は 97.7%、塗工されている印刷用紙の調達率は 97.1%と、前年度からは若干下降したものの、引き続き 97%以上を維持

(2) 文具類、オフィス家具等

- 文具類については、83 品目中 75 品目において 95%以上の調達率
- オフィス家具等については、10 品目全てが 95%以上の調達率

(3) 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、移動電話

- 画像機器等、電子計算機等については、14 品目すべてが 95%以上の調達率
- オフィス機器等については、掛時計を除く 4 品目が 95%以上の調達率
- 移動電話については、携帯電話が 95.6%、PHS が 95.8%、スマートフォンが 93.3%の調達率

(4) 家電製品、エアコンディショナー等、温水機器等

- 家電製品については、全て 95%以上の調達率を維持
- エアコンディショナーの調達率は 92.3%と平成 27 年度の 87.2%から約 5 ポイント上昇
- 温水器等については、ガス調理機器を除く 4 品目が 95%以上の調達率

(5) 照明

- 照明器具については、蛍光灯照明器具で 96.1%の調達率、LED 照明器具で 99.2%、LED を光源とした内照式表示灯で 99.6%の調達率
- ランプについては、蛍光ランプ（40 形）で 96.1%の調達率、電球形状のランプの調達率は 94.1%

(6) 自動車等

- 電気自動車は、一般公用車 2 台、一般公用車以外 25 台を新規調達
- ハイブリッド自動車は、一般公用車 497 台、一般公用車以外 499 台を新規調達
- プラグインハイブリッド自動車は、一般公用車 3 台、一般公用車以外 31 台を新規調達
- クリーンディーゼル車は、一般公用車 75 台、一般公用車以外 10 台を新規調達
- 自動車については、高い調達率が維持されており、一般公用車においては次世代自動車を除くガソリン乗用自動車等の調達率は 99.7%

(7) 繊維製品等

- 帽の調達率が平成 27 年度 85.7%から平成 28 年度は 98.6%に上昇
- ニードルパンチカーペット（99.9%）及びタイルカーペット（98.6%）の調達率はいずれも極めて高い一方で、タフテッドカーペットについては、特定の機関が判断の基準

を満たさないものを大量に調達したことから調達率が 4.2%と下降

- 織じゅうたんについても、機能・性能上の必要性による特定の機関の調達率が影響し 56.2%
- 毛布、ふとん、マットレス等の寝具は、いずれも 99%以上の高い調達率

(8) 設備

- 太陽光発電システムの導入設備容量は 191kW
- 日射調整フィルムについては、18,731 m²が調達され、調達率は 98.2%

(9) 災害備蓄用品

- 災害備蓄用品については、例年の調達量の水準であり、全 10 品目の調達率はいずれも 95%以上

(10) 公共工事

- 調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、特定調達物品等の割合が低いものがあるが、事業ごとの特性による使用可能な範囲において積極的な調達が行われている

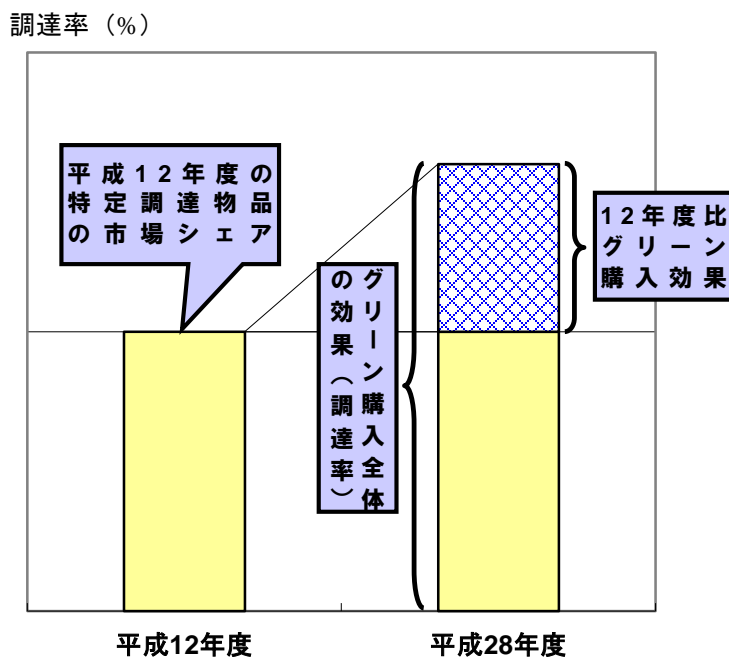
(11) 役務

- 役務については、庁舎等において営業を行う小売業務を除き、いずれの品目も 95%以上の調達率
- 自動車整備の調達率は 98.1%。基準を満足するエンジン洗浄は 215 件実施
- 輸配送の調達率は 99.9%、旅客輸送については 98.8%と極めて高い調達率
- 飲料自動販売機設置については、缶・ボトル飲料自動販売機 99.0%、紙容器飲料自動販売機 100%、カップ式飲料自動販売機 99.5%と高い調達率
- 会議運営の総調達量は 1,627 件、うち 1,613 件が特定調達物品等であり、調達率は 99.1%

Ⅱ 国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果

1. 温室効果ガス排出削減効果

平成 28 年度において国等の機関が調達した特定調達物品等による温室効果ガス排出削減量を算定可能な品目を選択し、試算を行った。なお、排出削減効果の試算は、原則として以下の 2 つの場合について行った。



図Ⅱ-1 温室効果ガス排出削減効果の試算のイメージ

- ① グリーン購入法施行前の平成 12 年度における各特定調達物品等の市場占有率と平成 28 年度における国等の機関の当該物品調達率との差から試算されるグリーン購入による温室効果ガス排出削減量
- ② 平成 28 年度における国等の特定調達物品等の調達率から試算されるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量⁴

なお、画像機器等、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、使用期間全体（当該製品の購入時点から想定使用年数分）における二酸化炭素削減量についても、併せて試算した。

試算結果は、表Ⅱ-1のとおりであり、

- ① 平成 28 年度における平成 12 年度との市場占有率の差から試算される国等の機関のグリーン購入による温室効果ガス排出削減効果は、**合計で 35,767t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量⁵の約 16.3 千人分に相当）

⁴ 画像機器等、電子計算機等、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、調達時期にかかわらず、1年間使用されたものと想定し、二酸化炭素削減量を試算している。一方、グリーン購入全体の温室効果ガス削減量については、年間を通して当該品目が均等に調達されたものと想定して試算している（半年間使用されたものと想定して削減効果を試算）。

⁵ 2015 年度（平成 27 年度）【確定値】における我が国の家庭からの 1 人当たり二酸化炭素排出量は約 2.2t-CO₂/人。家庭からの排出量は、家庭部門、運輸（旅客）部門の自家用乗用車（家計寄与分）、廃棄物（一般廃棄物（事

② 平成 28 年度におけるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量は、**合計で 288,462t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量の約 132 千人分に相当）

と試算された。

また、想定使用年数分を考慮した排出削減効果は、**合計で 175,565t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量の約 80 千人分に相当）と試算された（平成 18 年度以降の削減効果の推移については図 II-2 参照。）。

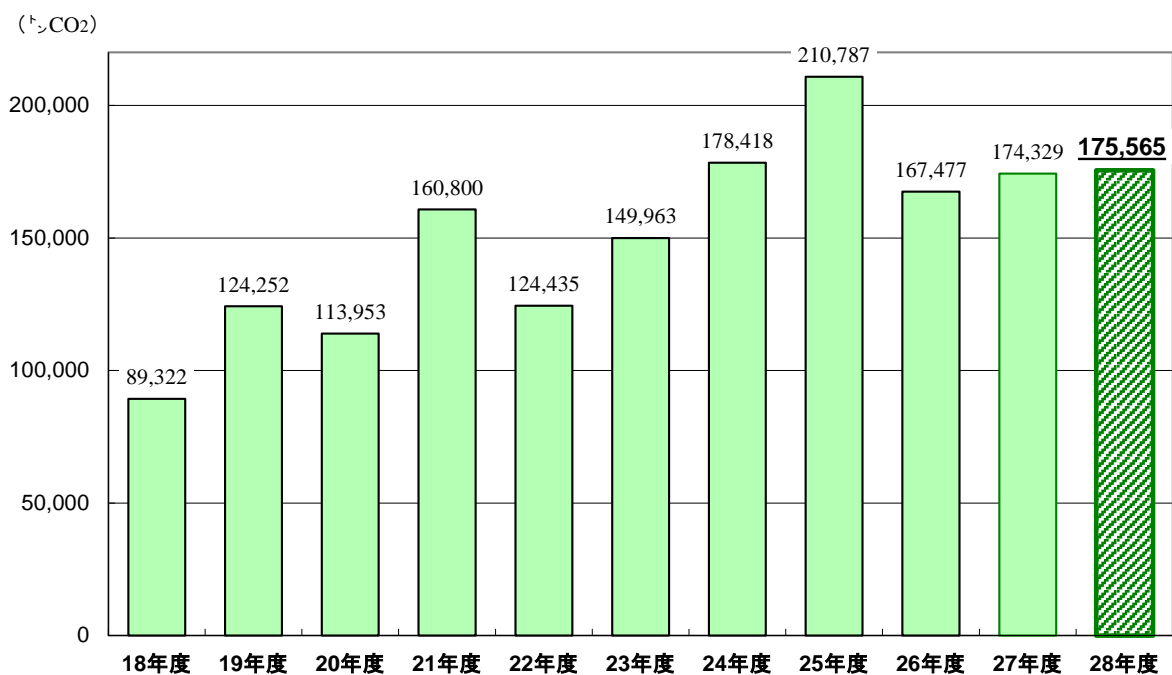
表 II-1 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算

分野・品目等	削減効果の試算内容	温室効果ガス排出削減量（t-CO ₂ 換算）		
		年間削減量	使用年数	削減量合計
プラスチック製文具	焼却処理に伴う排出削減	742	—	742
ダストブロワー	HFC134aからノンフロンへの代替	18,591	—	18,591
コピー機等	電気の使用に伴う排出削減	585	5	2,924
ファクシミリ	電気の使用に伴う排出削減	178	5	891
家電製品	電気の使用に伴う排出削減	1,941	10	19,407
エアコンディショナー	電気の使用に伴う排出削減	1,115	10	11,149
LED照明器具	電気の使用に伴う排出削減	3,426	10	34,260
電球形LEDランプ	電気の使用に伴う排出削減	1,271	10	12,711
電球形蛍光ランプ	電気の使用に伴う排出削減	1,583	5	7,917
自動車（乗用車）	走行に伴う排出削減	3,869	7	27,084
乗用車用タイヤ	転がり抵抗低減による燃費向上	104	3	312
制服・作業服	再生PET樹脂の使用	29	—	29
インテリア・寝装寝具	再生PET樹脂の使用	189	—	189
作業手袋	再生PET樹脂の使用	81	—	81
太陽光発電システム	システム導入に伴う排出削減	104	15	1,562
太陽熱利用システム	システム導入に伴う排出削減	0.0	15	0
高炉セメント	工業プロセスに伴う排出削減	0	—	0
変圧器	使用に伴う排出削減	1,669	20	33,376
屋上緑化	屋上緑化に伴う排出削減	289	15	4,341
合計	—	35,767	—	175,565

注1：ダストブロワーについては特定調達品目に追加される前年度の平成15年度比の削減効果を試算

注2：テレビジョン受信機（液晶及びプラズマテレビ）については平成20年度比の削減効果を試算

業系一般廃棄物を含む）部門で計上された排出量、及び水道からの排出量を合算したもの。資料：国立研究開発法人国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（平成29年4月）



図Ⅱ-2 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算結果
(過去11年間)の比較

2. 主な品目の市場形成状況

主な品目の市場形成状況は、以下のとおりである。(詳細は「資料2」3.参照)

(1) 文具類

- 全般的には、平成28年度においても堅調に推移しており、文具類については、国等の機関による初期需要の創出というかたちで、グリーン購入法の効果が市場に顕著に現れているものと考えられる

(2) オフィス家具等

- オフィス家具(いす、机)については、市場における特定調達物品等の占有率が9割を超える状況にあり、今後、より環境に配慮した製品に市場を転換する観点から、判断の基準等の見直しについて検討を実施したところであり、環境負荷低減の観点から、引き続き検討を進めるものとする。

(3) 家電製品等

- 蛍光灯(40形直管)の国内における特定調達物品等の供給量及び市場における特定調達物品等の占有率は、堅調に増加してきたが、平成23年度以降供給量が減少しており、特に近年はLED照明器具・ランプへの切り替えが急速に進展している

3. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大の期待

公共工事の高炉セメントのように、年によっては国等の機関の調達量が市場における特定調達物品等の2割以上を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献している。また、

文具類のように、国等の機関の調達量が特定調達品目の 3%に満たない品目についても、平成 12 年度から平成 28 年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品等の割合が倍増するなど急伸している。これは、国等の機関のグリーン購入の推進による初期需要の創出が、大きな要因となっているものと考えられる。

地方公共団体は、国の約 3 倍の経済活動を行っており、国と合わせると我が国の国内総支出の約 4 分の 1 を占めている。また、国及び地方公共団体は、他の主体にも大きな影響力を有し、これらが果たす役割は極めて大きいものと考えられ、国はもとより、地方公共団体も率先してグリーン購入を推進することにより、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。

国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等

(資料2)

■ 調達実績と環境負荷低減効果等の評価（詳細）

1. 国等の機関によるグリーン購入調達実績

(1) 平成28年度の調達実績

国等の機関による平成28年度の特定調達品目（国等の機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）のうち、物品及び役務の調達実績については「平成28年度環境物品等の調達の実績の概要（物品及び役務）」、公共工事の調達実績については「平成28年度環境物品等の調達の実績の概要（公共工事）」のとおりである。

平成28年度においては、大半の特定調達品目において判断の基準を満たす物品等が95%以上の高い割合（公共工事分野の品目を除く202品目中182品目（90.1%））で調達されており、平成27年度に引き続き、高い調達レベルを維持している。各分野別の調達状況の概要は、以下のとおり。

① 物品及び役務

紙類については、平成28年度のコピー用紙の調達率が98.3%と、過去最高となった平成23年度に比べわずかに低い調達率となっているものの、引き続き極めて高い水準となっている。また、紙類全体の調達量については、平成20年度の77,593ト¹から平成28年度の61,056トと21.3%の削減となっている²。東日本大震災の影響が少なからずあったと考えられる平成23年度の調達量56,965トがボトムであった。その後、平成24年度、25年度と2年連続で調達量が増加したが、平成26年度以降は再び減少に転じている。なお、調達量については、今後の動向を注視する必要がある。

文具類については、現行の特定調達品目83品目中67品目において、平成27年度と同等ないし同等以上の調達率となっており、75品目については95%以上の調達率である。また、オフィス家具等については、10品目すべてが95%以上の調達率となっている。

画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、携帯電話、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等及び照明の各分野については、携帯電話等のスマートフォン1品目が平成27年度

¹ 紙及び紙製品については、平成20年1月に発覚した古紙パルプ配合率の偽装により、平成20年度においては準特定調達物品等（第1四半期については、次の①～④のいずれかに該当するもの、第2四半期以降については⑤に該当するものをいう。①事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出ているもの（いわゆるオフセットなど）、②事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出ているもの、③前記①または②に類似する環境に配慮した措置がとられているもの、④新規契約を要する場合に、特定調達物品等及びオフセット宣言された製品が存在しない場合にあっては、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品、⑤新規契約を要する場合に特定調達物品等が存在しない場合、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品）の調達量を別途集計しているが、全機関の実績値の集計に当たっては、特定調達物品等と合算している。

² ジアゾ感光紙については、平成21年度より特定調達品目から削除されているが、当該品目の総調達量は13ト程度であり紙類全体の調達量への影響は少ない。

比で調達率が3ポイントを超えて下がっているものの、他の品目の調達率は総じて高くなっている。

自動車（一般公用車）については、平成28年度も引き続き一般公用車の切り替え対象車種として定めている低公害車の調達を行い、政府の一般公用車すべてが低公害車に切り替えられた状態を平成16年度から維持している。

繊維製品（制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品）については、平成27年度に比べ、帽子の調達率が大きく上昇、全般としては、平成27年度と同水準となっている。

設備のうち、太陽光発電システムの導入設備容量は191kWである。一方、太陽熱利用システム及び燃料電池については調達がなく、今後、可能な範囲で積極的な調達が望まれる。

災害備蓄用品については、全10品目で95%以上の調達率となっており、極めて高い水準となっている。

役務については、小売業務（調達率94.3%）を除く他の品目で98%以上の高い調達率となっている。

② 公共工事

公共工事については、調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、特定調達物品等の調達率が低いものがあるが、基本方針において以下のとおり定めているところであり、事業ごとの特性による使用可能な範囲において積極的な調達が推進されている。また、事業の目的等により使用できる資材等が異なるため、単純な比較はできないものの、平成27年度と比較すると特定調達物品等の調達率が同等または上昇している品目が増加している。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

(2) 平成12年度以前からの取組の進展

平成7年6月に閣議決定された「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「率先実行計画」という。）に基づき、各省庁については平成12年度までの調達実績の把握を行ってきた。

コピー用紙及び一般公用車について、率先実行計画からの調達状況の推移を示すと図1-1及び図1-2のとおりである。

① コピー用紙

コピー用紙については、調達実績が、平成7年度から定常的に向上しており、グリーン購入法が施行された平成13年度においては92.6%、平成14年度から平成16年度は98.5%、平成17年度は98.9%、平成18年度は98.6%と極めて高い水準に達していた。しかし、平成20年1月に古紙パルプ配合率偽装問題が発覚しているため、平成18年度以前のデータについてはその影響があることに注意が必要である。古紙パルプ配合率偽装問題発覚後に集計した平成19年度は95.2%と低下したが、平成20年度以降回復し、平成22年度及び平成23年度は99.3%と過去最高の水準となった。平成28年度においても98.3%と引き続き高い調達率を維持している。

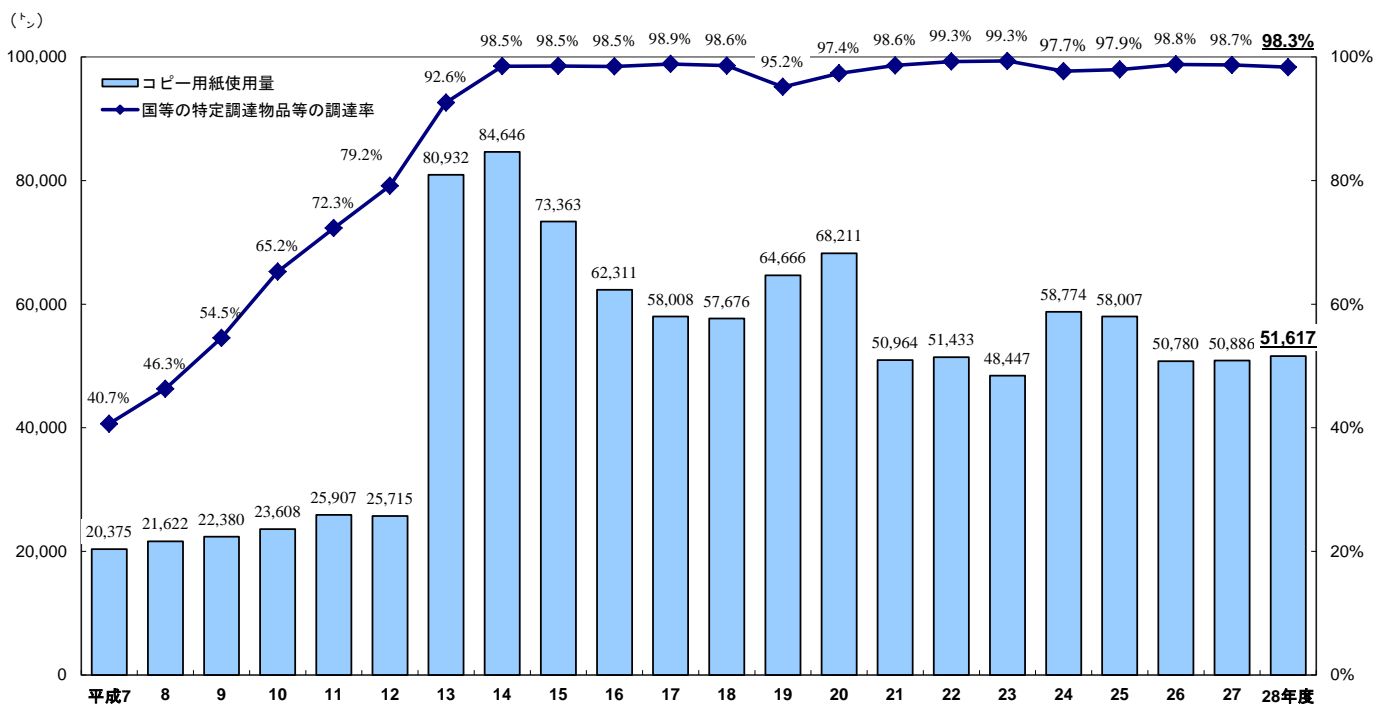


図1-1 国等の機関によるコピー用紙使用量及び調達率の推移³

また、平成14年度をピークにコピー用紙の総調達量も4年連続で大幅に減少してきたが、平成19年度から調達量が増加に転じ、平成20年度は68,211トの調達量となった。しかし、平成

³ 平成12年度までは、率先実行計画実施状況調査において把握された数値。コピー用紙の使用量の集計対象機関は各省庁のみであり、平成13年度以降のグリーン購入法による集計対象機関とは異なる。なお、平成12年度まではコピー用紙の使用量及び再生パルプの使用量を把握していたことから、折れ線グラフは再生パルプの配合割合を示しており、参考数値である。

21年度は50,964トと前年度比25.3%の大幅な削減が図られ、東日本大震災の影響が少なからずあると考えられる平成23年度は48,447トとグリーン購入法の施行後において最も少ない調達量であった。平成24年度は平成23年度比約1.1万トの増加、平成25年度も前年度比でほぼ横ばいであったが、平成26年度は減少に転じ、平成27年度は50,886ト、平成28年度は51,617トとほぼ横ばいの状況にある。

② 一般公用車

一般公用車については、原則として、政府のすべての一般公用車について、平成14年度以降3年を目途にこれを低公害車に切り替えることが、平成13年5月に内閣総理大臣より指示されたところであり、これに向けて計画的に低公害車への切り替えが行われた結果、平成16年度において低公害車への切り替えが完了し、平成17年度以降においても引き続き政府の一般公用車すべてが低公害車となっている。

率先実行計画より一般公用車への導入を進めてきた低公害車4車種（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車⁴及びハイブリッド自動車）及びグリーン購入法において一般公用車の切り替え対象車種として定めている低燃費かつ排出ガス75%低減レベルの自動車が一般公用車の保有台数に占める割合は、グリーン購入法が施行された平成13年度においては18.9%であったが、毎年度多くの低公害車の導入が図られ、平成14年度に45.5%、平成15年度に72.9%、そして上記のとおり、平成16年度に100%となり、平成17年度以降も100%を維持している。

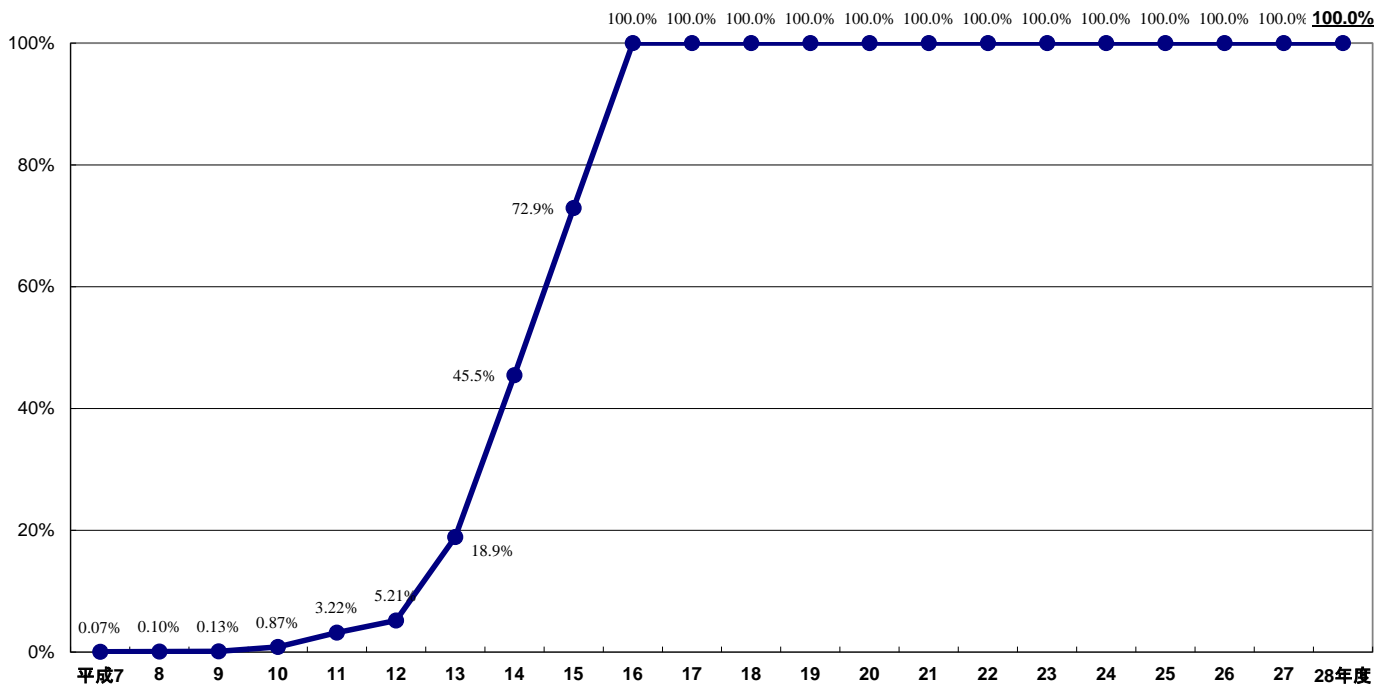


図1-2 一般公用車に占める低公害車の割合の推移

⁴ メタノール自動車については、平成24年2月の判断の基準の見直しにより、特定調達物品等から除外されている。

平成28年度環境物品等の調達の実績の概要（物品及び役務）

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等の 調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減
紙類	コピー用紙	100%	51,617ト	50,757ト	98.3%	860ト	50,886ト	101%	98.7%	→
	フォーム用紙	100%	239ト	224ト	93.6%	15ト	1,512ト	16%	99.5%	↓
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100%	144ト	140ト	97.2%	4ト	334ト	43%	99.3%	↓
	塗工されていない印刷用紙	100%	1,858ト	1,816ト	97.7%	42ト	6,180ト	30%	99.2%	↓
	塗工されている印刷用紙	100%	465ト	452ト	97.1%	13ト	1,931ト	24%	99.4%	↓
	トレットペーパー	100%	6,235ト	6,174ト	99.0%	61ト	5,730ト	109%	98.9%	→
	チャックペーパー	100%	497ト	379ト	76.2%	118ト	415ト	120%	93.0%	↓
	シャープペンシル	100%	354千本	354千本	99.81%	1千本	1,216千本	29%	99.96%	→
	シャープペンシル替芯	100%	198,811個	198,553個	99.9%	258個	232,560個	85%	99.9%	→
	ボールペン	100%	2,170千本	2,157千本	99.4%	13千本	2,074千本	105%	99.1%	→
文具類	マーキングペン	100%	2,384千本	2,351千本	98.6%	33千本	2,097千本	114%	98.3%	→
	鉛筆	100%	1,011千本	994千本	98.3%	17千本	11,948千本	8%	99.8%	↓
	スタンプ台	100%	56,950個	56,791個	99.7%	159個	53,550個	106%	99.7%	→
	朱肉	100%	64,324個	63,663個	99.0%	661個	69,152個	93%	99.0%	→
	印章セット	100%	19,489個	19,413個	99.6%	76個	12,387個	157%	96.9%	↑
	印箱	100%	2,926個	2,803個	95.8%	123個	3,719個	79%	97.2%	↓
	公印	100%	7,875個	7,815個	99.2%	60個	3,445個	229%	97.6%	↑
	ゴム印	100%	837,044個	820,045個	98.0%	16,999個	732,627個	114%	98.9%	→
	回転ゴム印	100%	41,675個	41,509個	99.6%	166個	35,395個	118%	98.6%	→
	定規	100%	192,090個	191,582個	99.7%	508個	897,413個	21%	99.9%	→
	トレー	100%	78,550個	76,600個	97.5%	1,950個	65,524個	120%	97.4%	→
	消しゴム	100%	467千個	463千個	99.2%	4千個	1,302千個	36%	99.7%	→
	ステープラー(汎用型)	100%	84,211個	82,475個	97.9%	1,736個	109,691個	77%	99.4%	↓
	ステープラー(汎用型以外)	100%	10,101個	9,891個	97.9%	210個	10,488個	96%	99.3%	↓
	ステープラー針リムーバー	100%	53,816個	53,051個	98.6%	765個	46,047個	117%	98.0%	→
	連射式クリップ(本体)	100%	44,831個	44,829個	99.996%	2個	41,328個	108%	99.99%	→
	事務用修正具(テープ)	100%	189,915個	187,696個	98.8%	2,219個	186,272個	102%	98.7%	→
	事務用修正具(液状)	100%	16,778個	16,526個	98.5%	252個	17,001個	99%	97.8%	→
	クラフトテープ	100%	182,863個	171,613個	93.8%	11,250個	174,395個	105%	93.2%	→
	粘着テープ(布粘着)	100%	473,085個	459,255個	97.1%	13,830個	440,766個	107%	96.8%	→
	両面粘着紙テープ	100%	130,914個	128,545個	98.2%	2,369個	123,868個	106%	98.7%	→
	製本テープ	100%	96,842個	90,924個	93.9%	5,918個	100,264個	97%	97.0%	↓
	ブックスタンド	100%	49,771個	48,003個	96.4%	1,768個	44,446個	112%	95.0%	↑
	ペンスタンド	100%	3,624個	3,417個	94.3%	207個	4,320個	84%	93.5%	→
	クリップケース	100%	14,136個	13,996個	99.0%	140個	10,427個	136%	98.3%	→
	はさみ	100%	60,960個	60,022個	98.5%	938個	59,618個	102%	97.8%	→
マグネット(玉)	100%	145,890個	140,167個	96.1%	5,723個	131,173個	111%	97.9%	↓	
マグネット(バー)	100%	75,658個	73,452個	97.1%	2,206個	70,407個	107%	98.2%	↓	
テープカッター	100%	10,011個	9,482個	94.7%	529個	9,305個	108%	96.7%	↓	
パンチ(手動)	100%	22,061個	21,877個	99.2%	184個	20,836個	106%	98.9%	→	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	100%	2,511個	2,484個	98.9%	27個	2,093個	120%	94.7%	↑	
紙めくりクリーム	100%	20,049個	19,393個	96.7%	656個	16,099個	125%	98.4%	↓	
鉛筆削(手動)	100%	16,615個	16,551個	99.6%	64個	17,221個	96%	99.7%	→	

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減
	OAクリナー(ウエットタイプ)	100%	76,327個	74,484個	97.6%	1,843個	78,409個	97%	96.5%	↑
	OAクリナー(液タイプ)	100%	2,369個	2,256個	95.2%	113個	2,923個	81%	96.0%	→
	ダストブロー	100%	29,316個	28,911個	98.6%	405個	34,155個	86%	97.9%	→
	レターケース	100%	13,717個	13,461個	98.1%	256個	10,692個	128%	97.4%	→
	メチャケース	100%	372,155個	355,125個	95.4%	17,030個	341,008個	109%	92.4%	↑
	マウスパッド	100%	39,963個	39,496個	98.8%	467個	36,297個	110%	98.3%	→
	OAフィルター(枠あり)	100%	4,294個	4,258個	99.2%	36個	3,007個	143%	89.6%	↑
	丸刃式紙裁断機	100%	8,810台	8,804台	99.9%	6台	757台	1,164%	98.5%	↑
	カッターナイフ	100%	54,267個	53,351個	98.3%	916個	52,463個	103%	98.5%	→
	カッティングマット	100%	12,084個	12,049個	99.7%	35個	10,460個	116%	99.6%	→
	デスクマット	100%	32,528個	31,879個	98.0%	649個	33,603個	97%	98.7%	→
	OHPフィルム	100%	36,746個	27,990個	76.2%	8,756個	62,542個	59%	88.0%	↓
	総筆	100%	22,543個	22,157個	98.3%	386個	15,057個	150%	97.5%	→
	絵の具	100%	10,226個	10,011個	97.9%	215個	9,309個	110%	99.0%	↓
	墨汁	100%	1,506個	1,451個	96.3%	55個	1,540個	98%	95.6%	→
	のり(液状)(補充用を含む。)	100%	92,930個	92,130個	99.1%	800個	104,115個	89%	99.2%	→
	のり(固形)	100%	9,789個	9,747個	99.6%	42個	11,294個	87%	99.1%	→
	のり(テープ)	100%	369,122個	366,636個	99.3%	2,486個	348,127個	106%	99.6%	→
	のり(テープ)	100%	385,287個	382,863個	99.4%	2,424個	351,143個	110%	99.2%	→
	ファイナル	100%	13,541千冊	13,257千冊	97.9%	283千冊	15,699千冊	86%	98.9%	→
	バインダー	100%	260,731冊	258,070冊	99.0%	2,661冊	238,941冊	109%	98.0%	↑
	ファイリング用品	100%	5,057千個	4,898千個	96.9%	158千個	3,068千個	165%	97.8%	→
	アルバム	100%	6,400個	6,269個	98.0%	131個	8,998個	71%	99.8%	↓
	つづりひも	100%	1,373千個	1,327千個	96.7%	45千個	1,352千個	102%	95.6%	↑
	カードケース	100%	486,835個	482,571個	99.1%	4,264個	419,240個	116%	98.7%	→
	事務用封筒(紙製)	100%	178,141千枚	176,490千枚	99.1%	1,652千枚	252,295千枚	71%	95.9%	↑
	窓付き封筒(紙製)	100%	52,650千枚	51,940千枚	98.7%	710千枚	123,390千枚	43%	99.5%	↑
	けい紙・起案用紙	100%	443,594個	439,459個	99.1%	4,135個	639,141個	69%	94.0%	↑
	ノート	100%	483,621冊	468,380冊	96.8%	15,241冊	588,780冊	82%	97.1%	→
	パンチラベル	100%	575,217個	369,323個	64.2%	205,894個	573,011個	100%	62.5%	↑
	タックラベル	100%	1,040千個	956千個	92.0%	84千個	1,133千個	92%	95.2%	↓
	インデックス	100%	1,818千個	1,784千個	98.1%	34千個	1,314千個	138%	97.8%	→
	付箋紙	100%	4,003千個	3,949千個	98.7%	54千個	4,207千個	95%	98.7%	→
	付箋フィルム	100%	383,234個	380,711個	99.3%	2,523個	305,256個	126%	99.2%	→
	黒板拭き	100%	4,492個	4,482個	99.8%	10個	5,562個	81%	100.0%	→
	ホワイトボード用イレーサー	100%	26,915個	26,361個	97.9%	554個	25,311個	106%	99.0%	↓
	額縁	100%	24,250個	23,600個	97.3%	650個	24,369個	100%	85.5%	↑
	ごみ箱	100%	36,934個	36,076個	97.7%	858個	58,696個	63%	95.5%	↑
	リサイクルボックス	100%	7,095個	7,076個	99.7%	19個	4,214個	168%	97.6%	↑
	缶・ボトルつぶし機(手動)	100%	104個	104個	100.0%	0個	938個	11%	99.8%	→
	名札(机上用)	100%	22,475個	21,775個	96.9%	700個	25,094個	90%	98.5%	↓
	名札(衣服取付型・首下げ型)	100%	476,736個	465,930個	97.7%	10,796個	493,819個	97%	98.4%	→
	鍵かけ(フックを含む。)	100%	31,401個	30,538個	97.3%	863個	19,283個	163%	97.1%	→
	チョーク	100%	809,805本	809,804本	99.999%	1本	828,194本	98%	99.998%	→
	グラウンド用白線	100%	181,979kg	181,879kg	99.9%	100kg	155,866kg	117%	99.4%	→
	梱包用バンド	100%	131,706個	90,286個	68.6%	41,420個	39,913個	330%	70.8%	↓

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減	
オフィス家具等(10)	いす	100%	156,773脚	155,596脚	99.2%	1,177脚	186,402脚	84%	99.4%	→	
	机	100%	63,017台	62,523台	99.2%	494台	74,474台	85%	99.5%	→	
	棚	100%	29,736連	29,343連	98.7%	393連	35,464連	84%	98.6%	→	
	収納用什器(棚以外)	100%	43,004台	42,283台	98.3%	721台	50,253台	86%	99.0%	→	
	ローバーチェイション	100%	12,993台	12,705台	97.8%	288台	13,003台	100%	98.3%	→	
	コートハンガー	100%	2,008台	1,966台	97.9%	42台	2,225台	90%	97.8%	→	
	傘立て	100%	1,975台	1,952台	98.8%	23台	2,236台	88%	99.0%	→	
	掲示板	100%	2,621個	2,527個	96.4%	94個	2,995個	88%	97.3%	→	
	黒板	100%	386個	381個	98.7%	5個	435個	89%	95.4%	↑	
	ホワイトボード	100%	16,317個	16,159個	99.0%	158個	14,530個	112%	98.7%	→	
	画像機器等(10)	購入	100%	11,266台	11,218台	99.6%	48台	15,617台	72%	99.6%	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			19,551台	19,462台		89台	23,523台		
		購入	100%	41,875台	41,705台	99.6%	170台	37,003台	113%	97.1%	↑
		リース・レンタル(新規)									
リース・レンタル(継続)				50,358台	50,354台		4台	40,586台			
購入		100%	1,600台	1,590台	99.4%	10台	2,635台	61%	99.5%	→	
リース・レンタル(新規)											
リース・レンタル(継続)				1,222台	1,222台		0台	1,285台			
購入		100%	7,830台	7,800台	99.6%	30台	6,673台	117%	99.6%	→	
リース・レンタル(新規)											
リース・レンタル(継続)				3,792台	3,784台		8台	4,365台			
購入		100%	6,949台	6,908台	99.4%	41台	10,592台	66%	99.8%	→	
リース・レンタル(新規)											
リース・レンタル(継続)				407台	406台		1台	173台			
電子計算機等(4)	トナーカートリッジ	100%	918千個	887千個	96.7%	30千個	1,007千個	91%	98.0%	↓	
	インクカートリッジ	100%	1,198千個	1,183千個	98.7%	15千個	1,567千個	76%	99.4%	→	
	購入	100%	221,114台	212,139台	95.9%	8,975台	194,133台	114%	98.8%	↓	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			258,630台	257,041台		1,589台	295,044台			
	購入	100%	51,809台	50,810台	98.1%	999台	52,756台	98%	97.9%	→	
	磁気ディスク装置										
	リース・レンタル(新規)			3,236台	3,203台		33台	4,045台			
	リース・レンタル(継続)										
	購入	100%	54,556台	54,306台	99.5%	250台	36,831台	148%	99.3%	→	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			36,590台	36,162台		428台	45,969台			
	記録用メディア	100%	1,488千個	1,453千個	97.7%	34千個	1,646千個	90%	98.6%	→	
	購入	100%	6,788台	6,756台	99.5%	32台	11,386台	60%	99.5%	→	
	リース・レンタル(新規)										
リース・レンタル(継続)			58台	57台		1台	680台				
オフィス機器等(5)	購入	100%	540台	539台	99.8%	1台	1,190台	45%	100.0%	→	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			308台	308台		0台	1,501台			
	購入	100%	9,219個	8,664個	94.0%	555個	8,475個	109%	95.1%	↓	
	デジタル印刷機										
	リース・レンタル(新規)			46,681個	45,981個	98.5%	700個	57,211個	82%	98.5%	→
	リース・レンタル(継続)										
	掛時計	100%	4,232千個	4,132千個	97.6%	100千個	5,951千個	71%	98.5%	→	
	電子式卓上計算機										
	一次電池又は小型充電式電池	100%	237,860個	237,843個	99.99%	17個	25,482個	933%	99.9%	→	
	うち、災害用備蓄電池として調達したもの										

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑦	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減
移動電話 (3)	携帯電話	100%	11,030台	10,546台	95.6%	484台	8,234台	134%	95.9%	→
				855台		0台	711台			-
	PHS	100%	9,022台	8,643台	95.8%	379台	7,359台	123%	94.4%	↑
				3,177台		0台	4,054台			-
家電製品 (6)	スマートフォン	100%	4,108台	3,831台	93.3%	277台	2,011台		96.4%	-
				170台		0台	71台			-
	電気冷蔵庫・冷凍庫・冷凍冷蔵庫	100%	7,443台	7,356台	98.8%	87台	8,222台	91%	95.1%	↑
				924台		1台	1,099台			-
	テレビジョン受信機	100%	4,853台	4,779台	98.5%	74台	6,592台	74%	99.2%	→
				982台		0台	1,018台			-
	電気便座	100%	2,237台	2,170台	97.0%	67台	1,505台	149%	97.3%	→
				0台		0台	0台			-
エアコンディショナー等 (3)	電子レンジ	100%	3,636台	3,589台	98.7%	47台	3,146台	116%	98.7%	→
				141台		0台	57台			-
	エアコンディショナー	100%	6,188台	5,709台	92.3%	479台	5,954台	104%	87.2%	↑
				367台		0台	236台			-
温水器等 (4)	ガスヒートポンプ式 冷暖房機	100%	89台	89台	100.0%	0台	150台	59%	100.0%	→
				3台		0台	78台			-
	ストーブ	100%	2,522台	2,495台	98.9%	27台	2,401台	105%	96.8%	↑
				0台		0台	2台			-
	ヒートポンプ式電気 給湯器	100%	104台	102台	98.1%	2台	81台	128%	98.8%	→
				0台		0台	0台			-
	ガス温水機器	100%	560台	549台	98.0%	11台	498台	112%	99.8%	↓
				0台		0台	0台			-
	石油温水機器	100%	22台	22台	100.0%	0台	4台	550%	100.0%	→
				0台		0台	0台			-
	ガス調理機器	100%	443台	418台	94.4%	25台	426台	104%	92.5%	↑
				15台		0台	2台			-

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑦	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減		
											③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②
照明	(5) 蛍光灯照明器具	施設用	45,427 台	43,235 台	96.1 %	2,192 台	44,821 台	101 %	96.3 %	→		
		家庭用	9,405 台	9,386 台		19 台	7,760 台	121 %				
		卓上スタンド用	1,742 台	1,724 台		18 台	2,055 台	85 %				
	LED照明器具	LEDを光源とした内照式表示灯	100 %	59,887 台	59,392 台	99.2 %	495 台	64,584 台	93 %	98.8 %	→	
		LED以外の電球形ランプ	100 %	4,160 台	4,145 台	99.6 %	15 台	2,590 台	161 %	99.8 %	→	
	自動車等	蛍光ランプ	高周波点灯専用形(Hf)	100 %	410,523 本	405,522 本	96.1 %	5,001 本	402,825 本	102 %	95.7 %	→
			フットスタート形又はスター形	100 %	526,847 本	494,952 本		31,895 本	537,285 本	98 %		
		電球形のランプ	LEDランプ	100 %	44,947 個	44,452 個	94.1 %	495 個	41,614 個	108 %	93.3 %	→
			LED以外の電球形ランプ		67,259 個	61,187 個		6,072 個	62,711 個	107 %		
			電気自動車	購入		2 台	2 台			2 台	-	
リース・レンタル(新規)					9 台	9 台			3 台	-		
天然ガス自動車			購入		0 台	0 台			4 台	-		
			リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	-		
ハイブリッド自動車			購入		497 台	497 台			405 台	-		
			リース・レンタル(新規)		100 台	100 台			112 台	-		
プラグインハイブリッド自動車	購入			3 台	3 台			2 台	-			
	リース・レンタル(新規)			2 台	2 台			9 台	-			
燃料電池自動車	購入		2 台	2 台			13 台	-				
	リース・レンタル(新規)		9 台	9 台			3 台	-				
水素自動車	購入		0 台	0 台			2 台	-				
	リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	-				
乗用車(上記を除くガソリン、ディーゼル、LPガス自動車)	クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用車)	購入		75 台			40 台	-				
		リース・レンタル(新規)		4 台	4 台		11 台	-				
	乗用車(上記を除くガソリン、ディーゼル、LPガス自動車)	購入		3,104 台	3,094 台	99.7 %	10 台	2,494 台	124 %	99.0 %		
		リース・レンタル(新規)		974 台	960 台		14 台	610 台	-			
	計	購入		3,683 台	3,673 台	99.7 %	10 台	2,962 台	124 %	99.1 %		
		リース・レンタル(新規)		1,098 台	1,084 台		14 台	748 台	-			

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減
一般	電気自動車		25台	25台			5台	-		-
	リース・レンタル(新規)		1台	1台			1台	-		-
	天然ガス自動車		3台	3台			0台	-		-
	リース・レンタル(新規)		2台	2台			4台	-		-
	ハイブリッド自動車		499台	499台			265台	-		-
	リース・レンタル(新規)		13台	13台			21台	-		-
	リース・レンタル(継続)		31台	31台			0台	-		-
	プラグインハイブリッド自動車		0台	0台			0台	-		-
	リース・レンタル(新規)		1台	1台			1台	-		-
	燃料電池自動車		1台	1台			0台	-		-
	リース・レンタル(新規)		1台	1台			0台	-		-
	リース・レンタル(継続)		4台	4台			1台	-		-
	水素自動車		0台	0台			0台	-		-
	リース・レンタル(新規)		10台	10台			32台	-		-
	リース・レンタル(継続)		0台	0台			15台	-		-
	乗用車(上記を除くガソリン、LPガス自動車)		2,402台	2,380台	99.1%	22台	3,363台	-	99.4%	→
	リース・レンタル(新規)		176台	164台		12台	253台	-		-
	リース・レンタル(継続)		350台	350台	100.0%	0台	107台	-	100.0%	→
	小型バス(車両総重量3.5t以下)		13台	13台		0台	1台	-		-
	貨物車(車両総重量3.5t以下の軽貨物車、軽貨物車、中量貨物車)		395台	392台	99.2%	3台	322台	-	93.8%	↑
リース・レンタル(新規)		36台	34台		2台	53台	-		-	
リース・レンタル(継続)		240台	240台	100.0%	0台	121台	-	97.5%	↑	
重量車(車両総重量3.5t超):路線バス、一般バス		10台	10台		0台	11台	-		-	
重量車(車両総重量3.5t超):トラック等、トラクタ		109台	97台	89.0%	12台	110台	-	75.5%	↑	
リース・レンタル(新規)		1台	0台		1台	8台	-		-	
リース・レンタル(継続)		4,069台	4,032台	99.1%	37台	4,327台	-	94%	→	
合計		253台	238台		15台	367台	-		→	
ETC対応車載器		1,303個	1,303個	100.0%		1,219個	-	107%	→	
カーナビゲーションシステム		1,876個	1,876個	100.0%		2,083個	-	90%	→	
乗用車用タイヤ		100%	19,411本	97.0%	605本	24,746本	-	81%	↓	
2サイクルエンジン油		100%	14,445ℓ	96.2%	549ℓ	14,226ℓ	-	102%	↓	

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減
消火器 (1) 消火器 (3) 制服・作業服	消火器 (1)	100%	27,542本	27,393本	99.5%	149本	40,407本	68%	99.7%	→
	制服 (3)	100%	264,117着	250,592着	94.9%	13,525着	335,332着	79%	95.6%	→
	作業服	100%	304,612着	296,379着	97.3%	8,233着	252,842着	120%	98.1%	→
インテリ 装具 (11)	帽子	100%	98,981点	97,579点	98.6%	1,402点	92,983点	106%	85.7%	↑
	カーテン	100%	11,033枚	10,675枚	96.8%	358枚	17,050枚	65%	98.9%	↓
	布製ブラインド	100%	995枚	948枚	95.3%	47枚	1,111枚	90%	95.3%	→
	金属製ブラインド	100%	9,250点	8,527点	92.2%	723点	9,824点	94%	95.0%	↓
	タフテッドカーペット	100%	744,995㎡	31,346㎡	4.2%	713,649㎡	7,924㎡	9,402㎡	99.4%	↓
	タイルカーペット	100%	229,546㎡	226,351㎡	98.6%	3,195㎡	220,647㎡	104%	98.0%	→
	織じゅうたん	100%	9,733㎡	5,470㎡	56.2%	4,264㎡	1,712㎡	569㎡	74.3%	↓
	ニードルパンチカーペット	100%	12,699㎡	12,695㎡	99.97%	4㎡	6,877㎡	185%	100.0%	→
	毛布(災害備蓄用を含む)	100%	71,013枚	70,510枚	99.3%	503枚	49,410枚	144%	99.3%	→
	ふとん	100%	259,548枚	259,548枚		0枚	382,428枚			→
ベッドフレーム	購入	100%	223,519枚	223,027枚	99.8%	492枚	25,436枚	879%	99.4%	→
	リース・レンタル(新規)									
	リース・レンタル(継続)		1,774千枚	1,508千枚		266千枚	1,577千枚			→
	購入	100%	6,552台	6,491台	99.1%	61台	3,969台	165%	98.7%	→
マットレス	リース・レンタル(新規)	100%	188台	188台		0台	1,893台			→
	リース・レンタル(継続)	100%	37,220個	37,173個	99.9%	47個	10,544個	353%	99.2%	→
作業手袋 (1) その他繊維製品 (7)	作業手袋(災害備蓄用を含む)	100%	125,260個	122,972個	97.3%	2,288個	358,269個			→
	購入		2,691千組	2,620千組		72千組	2,980千組	90%	98.9%	↓
	集着用テント(災害備蓄用を含む)	100%	2,079台	2,068台	99.5%	11台	1,244台	167%	98.7%	→
	リース・レンタル(新規)		2台	2台		0台	46台			→
	リース・レンタル(継続)									→
	購入	100%	9,287枚	9,024枚	97.2%	263枚	6,567枚	141%	93.9%	↑
	リース・レンタル(新規)		0枚	0枚		0枚	0枚			→
	リース・レンタル(継続)									→
	防球ネット	100%	228枚	228枚	100.0%	0枚	226枚	101%	100.0%	→
	旗	100%	6,471点	6,404点	99.0%	67点	7,681点	84%	98.1%	→
幕	のぼり	100%	10,880点	10,868点	99.9%	12点	13,494点	81%	100.0%	→
	購入	100%	2,546点	2,493点	97.9%	53点	2,085点	122%	99.6%	↓
	リース・レンタル(新規)	100%	44,972点	44,209点	98.3%	763点	43,654点	103%	98.0%	→
設備 (6)	リース・レンタル(継続)		21,828点	21,794点		34点	25,609点			→
	太陽光発電システム		191kW	191kW	100.0%	0kW	235kW	81%	96.9%	↑
	太陽熱利用システム		0㎡	0㎡	100.0%	0㎡	4㎡	276%	100.0%	→
	燃料電池		0kW	0kW	100.0%		14kW	0%	100.0%	→
	食堂事業者が設置									
	購入		19台	19台	100.0%		14台	136%	100.0%	→
	生ゴミ処理機									
	リース・レンタル(新規)									
	リース・レンタル(継続)									
	節水機器	100%	649個	649個	100.0%	0個	168個	386%	100.0%	→
日射調整フィルム	100%	18,731㎡	18,387㎡	98.2%	344㎡	42,948㎡	44%	99.6%	↓	

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等の 調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥平成27年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑦	⑧平成27年度の 調達率	⑨調達 率 増減	
災害備蓄用品(10)	ペットボトル飲料水	100%	1,582千本	1,560千本	98.6%	22千本	1,033千本	153%	98.3%	→	
	缶詰	100%	443,423個	428,101個	96.5%	15,322個	464,841個	95%	98.4%	↓	
	アルファ化米	100%	820,417個	810,662個	98.8%	9,755個	787,802個	104%	99.2%	→	
	保存パン	100%	261,857個	256,907個	98.1%	4,950個	227,214個	115%	98.8%	→	
	乾パン	100%	221,836個	211,435個	95.3%	10,401個	130,876個	170%	98.9%	↓	
	レトルト食品	100%	605,915個	581,346個	95.9%	24,569個	327,479個	185%	94.3%	↑	
	栄養調整食品	100%	322,939個	320,377個	99.2%	2,562個	183,211個	176%	95.8%	↑	
	フリーズドライ食品	100%	82,561個	80,143個	97.1%	2,418個	92,062個	90%	99.7%	↓	
	非常用携帯燃料	100%	22,440個	22,420個	99.9%	20個	10,643個	211%	95.9%	↑	
	携帯発電機	100%	423台	421台	99.5%	2台	534台	79%	100.0%	→	
	公共工事(67)	別途									
	役務(18)	省エネルギー診断	100%	30件	30件	100.0%		27件	111%	100.0%	→
		印刷	100%	327,830件	325,623件	99.3%	2,207件	295,537件	111%	95.0%	↑
		食堂		766件	766件	100.0%		572件	134%	100.0%	→
		生ゴミ処理機設置 処理委託									
		自動車専用タイヤ更生	100%	170件	170件	100.0%		69件	246%	100.0%	→
		自動車整備		11,484件	11,484件	98.1%	224件	12,471件	94%	97.7%	↑
		エンジン洗浄		215件	215件						
		庁舎管理	100%	7,762件	7,742件	99.7%	20件	9,048件	86%	99.8%	→
		植栽管理	100%	3,915件	3,870件	98.9%	45件	3,783件	103%	99.6%	→
清掃		100%	21,162件	21,055件	99.5%	107件	20,633件	103%	99.4%	→	
機密文書処理		100%	4,487件	4,405件	98.2%	82件	6,743件	67%	99.3%	↓	
害虫防除		100%	3,356件	3,309件	98.6%	47件	3,196件	105%	98.6%	→	
輸配送		100%	576,430件	576,152件	100.0%	278件	381,987件	151%	99.9%	→	
旅客輸送		100%	18,805件	18,584件	98.8%	221件	68,933件	27%	99.9%	↓	
蛍光灯機能提供業務			73件	73件	100.0%	0件	690件	11%	100.0%	→	
庁舎等において営業を行う小売業務			265件	250件	94.3%	15件	222件	119%	93.2%	→	
クリーニング		100%	229,158件	228,486件	99.7%	672件	64,362件	356%	99.2%	→	
飲料自動販売機 飲料自動販売機 紙容器飲料自動販売機 設置		100%	2,914台	2,886台	99.0%	28台	3,504台	83%	98.3%	→	
カプ式飲料自動販売機			229台	229台	100.0%	0台	289台	79%	99.0%	↑	
引越輸送		100%	407台	405台	99.5%	2台	446台	91%	99.3%	→	
会議運営	100%	1,106件	1,090件	98.6%	16件	1,091件	101%	97.3%	↑		
		100%	1,627件	1,613件	99.1%	14件	1,479件	110%	99.9%	→	

注1: 「①目標値」については、国、独立行政法人等の最頻値を記載している。

注2: 「⑦総調達量増減率」は、平成28年度の品目ごとの総調達量に対する平成27年度の総調達量の増減率である。

注3: 「⑧平成27年度の調達率」は、平成27年度の品目ごとの特定調達物品等の調達率である。

注4: 「⑨調達率増減」は、平成27年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横ばい(±1ポイント未満)の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

注5: 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、自動車、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品等の「購入」及び「リース・レンタル(新規)」については、合算して計上している。

注6: 「災害備蓄用品」のうち、毛布、作業手袋、テント、ブルーシートについては、通常業務において調達される物品との合計で計上している。

注7: 設備の「生ゴミ処理機」及び役務の「食堂」については、合算して計上している。

平成28年度環境物品等の調達の実績の概要（公共工事）

品目分類	品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 (①/③)	⑤平成27年度 の特定調達物品 等の 数量割合	⑥ 増減
	品目名	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③合 計 (=①+②)			
盛土材等		建設汚泥から発生した処理土	m3	222,156					
		土工用水砕スラグ	m3	7,121	9,273	304,714	97.0%	95.6%	↑
		銅スラグを用いたケーンン中詰め材	m3	43,802					
		フェロニッケルスラグを用いたケーンン中詰め材	m3	22,362					
地盤改良材		地盤改良用製鋼スラグ	m3	47,292	0	47,292	100.0%	77.2%	↑
コンクリート用スラグ骨材		高炉スラグ骨材	m3	8,341					
		フェロニッケルスラグ骨材	m3	3,190	805	18,667	95.7%	95.4%	→
		銅スラグ骨材	m3	5,366					
		電気炉酸化スラグ骨材	m3	965					
アスファルト混合物		再生加熱アスファルト混合物	t	1,829,802					
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t	11,109	18,246	1,891,798	99.0%	99.4%	→
		中温化アスファルト混合物	t	32,642					
路盤材		鉄鋼スラグ混入路盤材	m3	103,403	6,003	2,683,049	99.8%	98.6%	↑
		再生骨材等	m3	2,573,643					
小径丸太材		間伐材	m3	104,515					
混合セメント		高炉セメント	t	490,572	7,052	551,033	98.7%	99.3%	→
		フライアッシュセメント	t	53,409					
		生コンクリート(高炉)	m3	3,765,819	32,734	3,829,132	99.1%	99.1%	→
セメント		生コンクリート(フライアッシュ)	m3	30,580					
		エコセメント	個	9,377					
コンクリート及びコンクリート製 品		透水性コンクリート	m3	1,461					
		透水性コンクリート2次製品	個	128,118					

品目分類	品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①/③	⑤平成27年度 の特定調達物品 等の 数量割合	⑥ 増減
	品目名	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③合 計 (=①+②)			
鉄鋼スラグ水和固化体		鉄鋼スラグブロック	kg	339,581	0	339,581	100.0%	100.0%	→
		吹付けコンクリート	m3	93,810	1,287	95,097	98.6%	99.6%	→
塗料		下塗用塗料(重防食)	kg	354,790	674	355,464	99.8%	98.5%	↑
		低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料	m2	1,640,428	7,595	1,648,023	99.5%	99.3%	→
防水		高日射反射率塗料	m2	55,659	643	56,301	98.9%	88.1%	↑
		高日射反射率防水	m2	45,439	7,798	53,237	85.4%	82.7%	↑
舗装材		再生材を用いた舗装用ブロック(焼成)	m2	20,867	3,269	29,060	88.7%	85.0%	↑
		再生材を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	m2	4,923					
園芸資材		バークたい肥	kg	5,491,008					
		下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	kg	161,639	59,049	5,711,697	99.0%	99.5%	→
道路照明		環境配慮型道路照明	台	18,516	301	18,817	98.4%	97.1%	↑
中央分離帯ブロック		再生プラスチック製中央分離帯ブロック	個	15,672	113	15,785	99.3%	92.9%	↑
タイル		陶磁器質タイル	m2	87,538	783	88,321	99.1%	98.1%	→
		断熱サッシ・ドア	工事数	2,246					
建具		製材	m3	7,231					
		集成材	m3	2,548					
製材等		合板	m2	556,350					
		単板積層材	m3	461					
フローリング		フローリング	m2	155,543	179	155,722	99.9%	98.7%	↑
		パーティクルボード	m2	118,723	80	118,803	99.9%	99.0%	→
再生木質ボード		繊維板	m2	19,124	36	19,160	99.8%	100.0%	→
		木質系セメント板	m2	61,667	17	61,684	100.0%	100.0%	→

品目分類	品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①/③	⑤平成27年度 の特定調達物品 の数量割合	⑥ 増減
		品名		①特定調達物品等	②類似品等	③合計 (=①+②)			
ビニル系床材		ビニル系床材	m ²	497,691	17,177	514,868	96.7%	96.8%	→
		断熱材	工事数	1,967					
照明機器		照明制御システム	工事数	641	83	724	88.5%	96.0%	↓
		変圧器	台	1,408	13	1,421	99.1%	99.6%	→
		吸収冷温水機	台	72	2	74	97.3%	95.9%	↑
		水蓄熱式空調機器	台	51	0	51	100.0%	100.0%	→
空調用機器		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	台	5,694	36	5,730	99.4%	98.7%	→
		送風機	台	2,417	33	2,450	98.7%	99.3%	→
		ポンプ	台	774	35	809	95.7%	97.4%	↓
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	m	114,120	51,325	165,445	69.0%	86.8%	↓
配管材			工事数	39,228	991	40,219	97.5%	100.0%	↓
		自動水栓	工事数	724	8	732	98.9%	98.7%	→
衛生器具		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	402	5	407	98.8%	92.1%	↑
		洋風便器	工事数	1,019	7	1,026	99.3%	99.0%	→
コンクリート用型枠		再生材料を使用した型枠	工事数	150					
		※合板型枠	工事数	6,110					
		排出ガス対策型	工事数	12,736	3,000	15,736	80.9%	98.0%	↓
		低騒音型	工事数	7,327	97	7,424	98.7%	98.0%	→
建設機械		排出ガス対策型	機種	80,857	1,422	82,279	98.3%	99.2%	→
		低騒音型	機種	19,657	188	19,845	99.1%	98.7%	→
建設発生土有効利用工法		低品質土有効利用工法	工事数	139	5	144	96.5%	97.9%	↓
建設汚泥再生処理工法		建設汚泥再生処理工法	工事数	96	0	96	100.0%	98.3%	↑
コンクリート塊再生処理工法		コンクリート塊再生処理工法	工事数	137	5	142	96.5%	99.4%	↓

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①/③	⑤平成27年度 の特定調達物品 等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③合 計 (=①+②)			
舗装(路盤)	路上表層再生工法	工事数	73					
		m2	29,952					
路面緑化工法	路上再生路盤工法	工事数	80					
		m2	65,333					
山留め工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑 化工法	工事数	48	0	48	100.0%	81.7%	↑
		m2	232,671	0	232,671	100.0%	86.6%	↑
舗装	排水性塗装	工事数	3	0	3	100.0%	100.0%	→
		m2	273					
屋上緑化	透水性舗装	工事数	1,456,017					
		m2	324,655					
舗装	透水性舗装	工事数	193					
		m2	7					
屋上緑化	屋上緑化	工事数	12,749					
		m2						

注1：品目名については、平成28年度基本方針に基づく名称としている。

注2：類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

注3：間伐材、エコセメント、透水コンクリート、透水コンクリート2次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、断熱材、再生材料を使用した型枠、路上再生路盤工法、排水性舗装、透水性舗装および屋上緑化の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

注4：基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリート2次製品に分けて計上している。

注5：「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を、mで計上している場合と工事数で計上している場合がある。

注6：建設機械の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を、工事数で計上している場合と機種数で計上している場合がある。

注7：路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法、排水性塗装、透水性舗装及び屋上緑化の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を工事数で計上している場合とmで計上している場合がある。

注8：「⑥増減」は、平成27年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横ばい（±1ポイント未満）の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

2. 国等の機関によるグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算

平成 28 年度において、グリーン購入法に基づき国等の機関が調達した特定調達物品等の調達実績からグリーン購入法施行前後における環境負荷低減効果を試算した結果は、以下のとおりである⁵。

(1) 文具類

① 筆記具

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（図 3-1～図 3-4 参照）と平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用される **プラスチックの削減量** を試算⁶すると表 2-1 のとおりであり、合計で **16.3 トンの削減効果** となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **45.1t-CO₂の排出削減効果** となる。

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40% で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/トン⁷

表 2-1 国等の機関のグリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算

品 目	平成 12 年度 市場占有率	総 調 達 量 (千本/千個)	特 定 調 達 物 品 等 調 達 量 (千本/千個)	プラスチック 使 用 削 減 量 (トン)	焼却した場合の CO ₂ 排 出 量 (t-CO ₂)
シャープ [®] ペンシル	15.7%	354.5	353.8	0.9	2.5
シャープ [®] ペンシル替芯	4.3%	198.8	198.6	0.6	1.6
ボールペン	13.0%	2,170.4	2,157.5	6.0	16.6
マーキングペン	16.3%	2,384.2	2,350.9	8.8	24.4
合 計	—	5,107.9	5,060.8	16.3	45.1

② ファイル、バインダー⁸

◆ 紙製ファイル及び紙製バインダー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（図 3-5 及び図 3-7 参照）と平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用される **パルプ材の削減量** を試算した結果、合計で **988m³の削減効果** となる。

⁵ 紙類に係る環境負荷低減効果の試算については、古紙パルプ配合率の偽装が発覚したことから、平成 18 年度調査結果までと同様な試算や市場占有率を示すことは困難であり、平成 19 年度以降実施していない。なお、後述の 2. (9) において、原材料として使用されるパルプ材の削減量について試算を行っている。

⁶ 試算例 マーキングペン：(2,350.9-2,384.2×0.163) (千本) ×11.25 (kg/千本) ×0.4=8.8 (トン)

⁷ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）施行令第 3 条に定める二酸化炭素排出係数

⁸ ファイル及びバインダーについては、紙製の製品についても調達実績に基づき環境負荷低減効果を試算している。

$$\text{ファイル} : 13,541 \text{ (千冊)} \times (0.979 - 0.813) \times 274 \text{ (g/冊)} \times 3.087 \text{ (m}^3/\text{ト)} \\ \times 0.751 \times 0.7 = \underline{988 \text{ (m}^3)}$$

$$\text{バインダー} : 260,731 \text{ (冊)} \times (0.990 - 0.739) \times 274 \text{ (g/冊)} \times 3.087 \text{ (m}^3/\text{ト)} \\ \times 0.241 \times 0.7 = \underline{9.2 \text{ (m}^3)}$$

(参考) 合計 731t-CO₂ (=199.4t-C) の二酸化炭素固定量に相当⁹

【試算の前提】

- 紙及び板紙を生産するために使用したパルプの消費量は 9,521 千ト (平成 28 年)¹⁰
- パルプ材 (原木及びチップ) の消費量は 29,050 千 m³ (平成 28 年)¹⁰
 - ⇒ パルプ 1 ト当たりのパルプ材消費量は 3.051m³/ト
- 品目ごとの製品の紙重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 古紙パルプ配合率は特定調達品目の判断の基準の 70% で試算
- 国等の紙製のファイル及び紙製のバインダーの購入割合は特定調達物品等の国内出荷量の割合を使用 (紙製のファイル 75.1%、紙製のバインダー 24.1%)

◆ プラスチック製ファイル及びプラスチック製バインダー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率 (図 3-6 及び図 3-8 参照) と平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用される **プラスチックの削減量** を試算した結果、合計で **96.1 トの削減効果** となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **265.6t-CO₂ の排出削減効果** となる。

$$\text{ファイル} : 13,541 \text{ (千冊)} \times (0.979 - 0.291) \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.249 \times 0.4 = \underline{92.8 \text{ (ト)}}$$

$$\text{バインダー} : 260,731 \text{ (冊)} \times (0.990 - 0.577) \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.759 \times 0.4 = \underline{3.3 \text{ (ト)}}$$

焼却処理された場合 265.6t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40% で試算
- 国等のプラスチック製のファイル及びプラスチック製のバインダーの購入割合は特定調達物品等の国内出荷量の割合を使用 (プラスチック製のファイル 24.9%、プラスチック製のバインダー 75.9%)
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/ト

⁹ 二酸化炭素固定量は、針葉樹の容積密度 0.4、炭素含有量 0.5 で算定 (以下、紙の試算において同じ。)。林野庁「森林吸収源対策推進プラン策定要領」(平成 15 年 3 月)

¹⁰ 資料：経済産業省「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報」、日本紙類輸出入組合「紙類及びパルプの輸出入通関実績統計年報」

③ 定規、ステープラー（汎用型）

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（図 3-9 及び図 3-10 参照）と平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用される プラスチックの削減量 を試算した結果、合計で 3.7 ㌧の削減効果 となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で 10.3t-CO₂ の排出削減効果 となる。

$$\begin{aligned} \text{定規} &: 192,090 \text{ (個)} \times (0.997 - 0.022) \times 34 \text{ (g/個)} \times 0.4 = \underline{2.5 \text{ (㌧)}} \\ \text{ステープラー} &: 84,211 \text{ (個)} \times (0.979 - 0.156) \times 24 \text{ (g/個)} \times 0.7 = \underline{1.2 \text{ (㌧)}} \\ &\text{焼却処理された場合 } 10.3\text{t-CO}_2 \text{ の二酸化炭素が排出} \end{aligned}$$

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値（ステープラーについては汎用型の製品）
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の基準値（定規 40%、ステープラー70%）で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/㌧

④ その他のプラスチック製文具類

上記①～③以外の特定調達品目のうち、主要材料がプラスチックの品目（事務用修正具、OA クリーナー、カードケース等）について、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用される プラスチックの削減量 を試算した結果、合計で 166 ㌧の削減効果 となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で 458t-CO₂ の排出削減効果 となる。

$$\sum_{i: \text{品目}} W_i \times R_i \times Q_i \times (GP_i - MS00_i) = \underline{166 \text{ (㌧)}}$$

W_i : 製品のプラスチック重量、 R_i : 再生プラスチックの割合、
 Q_i : 特定調達物品等の調達量、 GP_i : 特定調達物品等の調達率、
 $MS00_i$: 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率
焼却処理された場合 458t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目ごとの判断の基準で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/㌧
- 主要材料がプラスチックである特定調達品目の平成 12 年度における特定調達物品等

の市場占有率は 20%と想定¹¹

⑤ ダストブロワー

ダストブロワーについて、特定調達品目へ追加される前の平成 15 年度と比較して、国等が調達した特定調達物品等から **温室効果ガス排出削減量** を試算すると以下のとおり。

【温室効果ガス排出削減量の試算】

$$28,911 \text{ (個)} \times 500 \text{ (g-HFCs/個)} \times (1,430 - 1) \times 0.9 = \underline{18,591 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 製品への HFCs 封入量 (約 500g) は生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリングによる
- 調達した製品は当該年度内にすべて使用するものとして試算
- 平成 15 年度におけるダストブロワーの HFC134a 充填製品の市場シェアは 90%程度¹²
- ダストブロワーは HFC134a (地球温暖化係数 1,430) から CO₂ または DME (地球温暖化係数 1 以下) への代替とする

(2) 画像機器等

① コピー機

コピー機について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率を想定し、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階 (電気の使用) における **二酸化炭素排出削減量 (1 年間の使用分と比較)** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$11,266 \text{ (台)} \times (0.9957 - 0.333) \times (302 - 150.8) \text{ (kWh/台)} \\ \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{585 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 9 年度におけるコピー機の年間消費電力量は 337kWh/台¹³
 - ⇒ エネルギー消費原単位は標準発熱量 (原油 38.2MJ/t¹⁴、電気 3.6MJ/kWh¹⁵) から

¹¹ 平成 12 年度における主要な文具類の特定調達物品等の市場占有率は、筆記具が約 4~16%、定規 2.2%、ステープラー 15.6%、紙製ファイル 81.3%、プラスチック製ファイル 29.1%、紙製バインダー 73.9%、プラスチック製バインダー 57.7% となっており、市場占有率の高いファイル及びバインダー以外は、20%未滿となっている。

¹² 生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリング。なお、国内におけるダストブロワーの販売量は 580 万缶前後と推計されており、HFC134a がすべて CO₂ または DME (ノンフロン製品) に代替されると仮定すると、約 370 万 t-CO₂ の温室効果ガス削減効果が得られるものと見込まれる。

¹³ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会 (第 1 回、平成 15 年 12 月) 資料によると、平成 9 年度の複写機 (複合機を含む) の普及台数は 3,997 千台、エネルギー消費量は 127 千 kl (原油換算)

算定

- コピー機の目標年度（平成 18 年度）における基準年度（平成 9 年度）からのエネルギー消費効率の改善率は 31%¹⁶
 - ⇒ 平成 12 年度における年間消費電力量は 302kWh/台¹⁷
- 対象機器は 40ipm の A3 モノクロコピー機とし、標準消費電力量（TEC 値）から年間消費電力量を算定
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 150.8kWh/台¹⁸
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.518kg-CO₂/kWh¹⁹
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率は 33.3%²⁰

② ファクシミリ

ファクシミリについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率を想定し、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$1,600 \text{ (台)} \times (0.9938 - 0.250) \times (320 - 31) \text{ (kWh/台)} \\ \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{178 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 対象機器は 12ppm のファクシミリとし、通常機器の待機時消費電力と特定調達物品等の待機時消費電力（低電力モード消費電力）の差から待機時年間消費電力量を試算²¹
 - ⇒ 通常機器の待機時消費電力は 41W/台
 - ⇒ 特定調達物品等の標準消費電力量（TEC 値）は 0.58kWh/週（国際エネルギースタ

¹⁴ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第 2 条第 3 項及び別表第 1 に定める発熱量

¹⁵ 資源エネルギー庁「2005 年度以降適用する標準発熱量の検討結果と改訂値について」（平成 19 年 5 月）

¹⁶ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会複写機判断基準小委員会最終とりまとめ（平成 10 年 12 月）

¹⁷ 基準年度の平成 9 年度から目標年度の平成 18 年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として内挿している。

¹⁸ 年間消費電力量（kWh）＝{（0.11×40－1.8）＋0.3}（kWh）×52（週）＝150.8（kWh）

¹⁹ 電気事業低炭素社会協議会「電気事業における地球温暖化対策の取組み」（平成 30 年 1 月）における平成 28 年度の二酸化炭素排出係数（実排出係数）。協議会会員事業者のうち、平成 28 年度において事業活動を行っていた事業者の実績

²⁰ 基準年度から目標年度までの毎年の市場占有率の伸びを一定とし、目標年度において市場占有率が 100% となるものとして内挿している。

²¹ 一般財団法人省エネルギーセンターホームページ「国際エネルギースタープログラムの全般的解説（登録制度・基準値等について）」。昼間（8 時間）の半分（4 時間）は稼働状態または稼働準備状態（稼働時またはレディー時の消費電力は通常機器と特定調達物品等と同じ）とし、それ以外の時間帯は通電待機状態と想定している。

- プログラム Version2.0 基準) であるため待機時消費電力は最大でも 4W/台未満²²
- ⇒ 年間待機時間 (時間) = 24 (時間) × 365 (日) - 4 (時間) × 20 (日) × 12 (月)
- 待機時年間消費電力量 (kWh/台) = 待機時消費電力 × 年間待機時間
- ⇒ 通常機器の待機時消費電力量は 320kWh/台
- ⇒ 特定調達物品等の待機時消費電力は 31kWh/台
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.518kg-CO₂/kWh
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率は 25.0%²³

(3) 家電製品・エアコン等

① 電気冷蔵庫等²⁴

電気冷蔵庫等について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び平成 28 年度における特定調達物品等の年間消費電力量を想定し、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階 (電気の使用) における **二酸化炭素排出削減量 (1 年間の使用分で比較)** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$7,356 \text{ (台)} \times (692 - 273) \text{ (kWh/台)} \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,597 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 17 年度 (基準年度) における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は 572kWh/台²⁵
- 平成 22 年度 (目標年度) における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は 452kWh/台²⁵
- 基準年度及び目標年度の年間消費電力量から試算
 - ⇒ 平成 12 年度における年間消費電力量は 692kWh/台²⁶
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 273kWh/台²⁷
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.518kg-CO₂/kWh

²² 580 (W) ÷ (24 (時間) × 7 (日)) < 4 (W)

²³ 一般財団法人省エネルギーセンター「米国におけるエネルギースタートアッププログラムの制度内容等に関する調査報告書」によると、エネルギースタートアッププログラムの基準設定要件は市場における製品のエネルギー効率の上位 25% を根拠としている。

²⁴ 電気冷蔵庫等については、平成 28 年 3 月 1 日に省エネ法に基づくトップランナー基準が告示 (経済産業省告示第 38 号) されたところであるが、平成 28 年度における調達は当該告示によらず、従前の判断の規準で実施。

²⁵ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会電気冷蔵庫等判断基準小委員会最終取りまとめ (平成 18 年 7 月)

²⁶ 基準年度の平成 17 年度から目標年度の平成 23 年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として外挿。電気冷蔵庫等のエネルギー消費効率 (年間消費電力量) については、平成 12 年にトップランナー基準の特定機器に指定された時点においては、JISC9801:1999 により測定されていたところであるが、使用実態と大幅に乖離していることから測定方法の見直しが行なわれ、平成 18 年 5 月より JISC9801:2006 が採用されている。このため、平成 16 年度を目標年度とする当時のトップランナー基準による年間消費電力量とは異なるため比較できない。

²⁷ 多段階評価基準の 4 つ星基準 (=452kWh × 100 / 165 の小数点以下切捨)

② テレビジョン受信機

テレビジョン受信機（液晶テレビ・プラズマテレビ）について、平成 20 年度²⁸及び平成 28 年度における特定調達物品等の年間消費電力量を想定し、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$4,779 \text{ (台)} \times (163.5 - 69) \text{ (kWh/台)} \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{234 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 20 年度（基準年度）における液晶テレビ及びプラズマテレビの年間消費電力量は 163.5kWh/台²⁹
- 平成 24 年度（目標年度）における液晶テレビ及びプラズマテレビの年間消費電力量は 103.0kWh/台²⁹
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 69.0kWh/台³⁰
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.518kg-CO₂/kWh

③ 電気便座

電気便座について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び平成 28 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$2,170 \text{ (台)} \times (281 - 183) \text{ (kWh/台)} \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{110 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 12 年（基準年度）における電気便座の年間消費電力量は 281kWh/台³¹
- 平成 28 年度における特定調達物品等の年間消費電力量は 183kWh/台³²

²⁸ 平成 24 年度を目標年度とする液晶テレビ及びプラズマテレビに係るトップランナー基準（年間消費電力量）は、従前の測定方法と異なることから、年間消費電力量を単純に比較することはできない。このため、平成 20 年度に出荷された実績値から試算した年間消費電力量を基準値とする。

²⁹ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会テレビジョン受信機判断基準小委員会最終取りまとめ（平成 21 年 7 月）

³⁰ 多段階評価基準の 3 つ星基準（=103kWh×100/149 の小数点以下切捨。平成 28 年度において設定されている経過措置）により試算

³¹ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会暖房用・保温用電熱用品判断基準小委員会最終取りまとめ（平成 14 年 4 月）

- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.518kg-CO₂/kWh

④ エアコンディショナー

エアコンについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び平成 28 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$5,709 \text{ (台)} \times (1,227 - 850) \text{ (kWh/台)} \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,115 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 冷房能力 2.8kW クラスの冷暖房兼用エアコン（直吹き形で壁掛け形）を対象として試算
 - ⇒ 省エネ法のエネルギー消費効率 は APF で設定³³
- 平成 12 年（基準年度）におけるエアコンの年間消費電力量は 1,227kWh/台³⁴
- 平成 28 年度における特定調達物品等のエネルギー消費効率（多段階評価基準の 4 つ星基準）³⁵に対応する年間消費電力量 850kWh/台³⁶
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.518kg-CO₂/kWh

（4）照明

① LED 照明器具

LED 照明器具について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度の普及品と平成 28 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

³² 温水洗浄便座のうち、公共向け製品の出荷量の 95%以上が貯湯式となっている（（一社）日本レストルーム工業会調査）ことから、貯湯式に係る判断の基準（平成 28 年度において設定されている経過措置）により試算

³³ 室内機が寸法規定タイプの場合は APF=5.8。なお、冷房能力 2.8kW クラスの寸法フリータイプはほとんど市場にないことから、寸法規定タイプで試算

³⁴ 一般財団法人省エネルギーセンターの「省エネ性能カタログ 2000 年 6 月版」に登録されている冷房能力 2.8kW の冷暖房兼用エアコン 71 機種 の平均値

³⁵ 寸法規定タイプの場合の APF は 6.6（=5.8×114/100 の小数点 1 桁未満切捨を下回らない）

³⁶ 寸法規定タイプの場合の APF6.6 に対応する年間消費電力量は 850kWh/台（=5,611kWh/6.6）

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$59,392 \text{ (台)} \times (86-28) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{3,426 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- LED照明器具は、平成12年度において一般照明用の器具として販売されていないことから、調達した台数すべてを削減量として試算
- LED照明器具(LED一体形器具)はラピッド式器具(FLR40×2灯用)からの切り替えとする
- ラピッド式器具の消費電力は86W/台、LED照明器具の消費電力は28W/台³⁷
- 年間消費電力量(kWh/台)＝消費電力×8(時間)×20(日)×12(月)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は0.518kg-CO₂/kWh

② 電球形LEDランプ

電球形LEDランプについて、グリーン購入法施行前の平成12年度の普及品と平成28年度における特定調達物品等の年間消費電力量、平成28年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階(電気の使用)における 二酸化炭素排出削減量(1年間の使用分と比較) を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$44,947 \times (54-8) \text{ (W/台)} \times 5 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \times \\ 0.9890 \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,271 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 電球形LEDランプは、平成12年度において一般照明用ランプとして販売されていないことから、調達した個数すべてを削減量として試算
- 電球形LEDランプ(810lm)は白熱電球からの切り替えとする
- 白熱電球の消費電力は54W/個、電球形LEDランプの消費電力は8W/個³⁷
- 年間消費電力量(kWh/個)＝消費電力×5(時間)×20(日)×12(月)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は0.518kg-CO₂/kWh

③ LED以外の電球形のランプ(電球形蛍光ランプ)

電球形蛍光ランプについて、グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品等の市場占有率と平成28年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階

³⁷ 一般社団法人日本照明工業会調査

(電気の使用)における **二酸化炭素排出削減量(1年間の使用分で比較)**を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$67,259 \text{ (個)} \times (54-12) \text{ (W/台)} \times 5 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \times (0.9097-0.008) \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,583 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 電球形蛍光灯は白熱電球からの切り替えとする
- 白熱電球の消費電力は54W/個、電球形蛍光灯の消費電力は12W/個³⁷
- 年間消費電力量(kWh/個) = 消費電力×5(時間)×20(日)×12(月)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は0.518kg-CO₂/kWh
- 平成12年度における特定調達物品等の市場占有率は0.8%³⁸

(5) 自動車等

① 自動車

自動車については、平成24年度より対象範囲に重量車を含めるとともに、判断の基準の強化を行い、燃費基準値として平成27(2015)年度の省エネ法トップランナー基準を採用している。

◆ 乗用車

グリーン購入法施行前の平成12年度における乗用車の燃費平均値と平成28年度において国等が調達した乗用車から使用段階(自動車の走行)における **二酸化炭素排出削減量(1年間の使用分で比較)**を試算すると、表2-2のとおり。

なお、平成28年度において国等の機関が導入した電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車は71台であり、充電等に係る消費電力量の把握が困難であること、また、二酸化炭素排出削減への寄与も相対的に小さいため、削減量の試算に含めていない。

表2-2 国等の機関の特定調達物品等(乗用車)の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

車種	平成28年度導入台数			平成12年度 燃費平均値 (km/ℓ)	平成27年度 燃費目標値 (km/ℓ)	二酸化炭素年間 削減量(t-CO ₂)
	一般公用車	公用車以外	合計			
ハイブリッド自動車	497	499	996	12.2	16.8	585
クリーンディーゼル自動車	75	10	85			50
乗用車(上記を除く)	3,104	2,402	5,506			3,234
合計	3,676	2,911	6,587	—	—	3,869

³⁸ 平成12年度における電球形蛍光灯の国内出荷量は1,399千個、白熱電球の国内出荷量は168.5百万個。一般社団法人日本照明工業会

【試算の前提】

平成 26 年度において公用車で使用した燃料のうち、ガソリン自動車³⁹、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車の燃料使用量は 14,931kL⁴⁰である。また、同年度における前記自動車の保有台数は 16,156 台⁴⁰であり、自動車 1 台当たりの年間燃料使用量は 924 $\frac{\text{L}}{\text{台}}$ となる。平成 27 年度以降の実績数値が得られていないことから、平成 26 年度の数値を基本とし、以下の前提で試算した⁴¹。

- 調達時期にかかわらず 1 年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は 34.6MJ/ $\frac{\text{L}}{\text{台}}$ ⁴²
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は 67.1g-CO₂/MJ⁴³
- ガソリン乗用車の燃費平均値は平成 12 年度実績値 12.2km/ $\frac{\text{L}}{\text{台}}$ ⁴⁴、平成 27 (2015) 年度省エネ法トップランナー基準による燃費平均値は 16.8km/ $\frac{\text{L}}{\text{台}}$ ⁴⁵

◆ 次世代自動車の導入状況

グリーン購入法においては、平成 21 年度から、次世代自動車として、①電気自動車、②天然ガス自動車、③ハイブリッド自動車、④プラグインハイブリッド自動車、⑤燃料電池自動車、⑥水素自動車、⑦クリーンディーゼル自動車の 7 種類を設定している。

国等の機関における次世代自動車の調達実績の推移をみると、次世代自動車の総調達量及び総自動車の総調達量に占める次世代自動車の割合とも増加してきており、平成 28 年度の総調達量 7,752 台に対し、次世代自動車は 1,152 台の 14.9%となった。

なお、政府実行計画における目標で算出される割合については、保有台数から算出されており、本集計における割合とは一致しない。

³⁹ 小型乗用車、普通乗用車及び軽乗用車

⁴⁰ 地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画による平成 26 年度実績値。ただし、集計対象機関には独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等の機関は含まれていない。また、クリーンディーゼル自動車で使用した軽油は発熱量により、ガソリンの使用量に換算（1.1 で除算）している

⁴¹ 削減量試算例 ガソリン乗用車：5,506（台）×（1-12.2（ $\frac{\text{km}}{\text{L}} \div \frac{\text{km}}{\text{L}}$ ）/16.8（ $\frac{\text{km}}{\text{L}} \div \frac{\text{km}}{\text{L}}$ ））×924（ $\frac{\text{L}}{\text{台}}$ ）×34.6（MJ/ $\frac{\text{L}}{\text{台}}$ ）×67.1（g-CO₂/MJ）=3,234（t-CO₂）

⁴² 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める発熱量

⁴³ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める二酸化炭素排出係数

⁴⁴ 国土交通省調査。JC08 モード換算値（10・15 モード 13.5km/ $\frac{\text{L}}{\text{台}}$ ）

⁴⁵ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会合同会議最終とりまとめ「自動車のエネルギー消費効率の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の改正について」（平成 19 年 2 月）

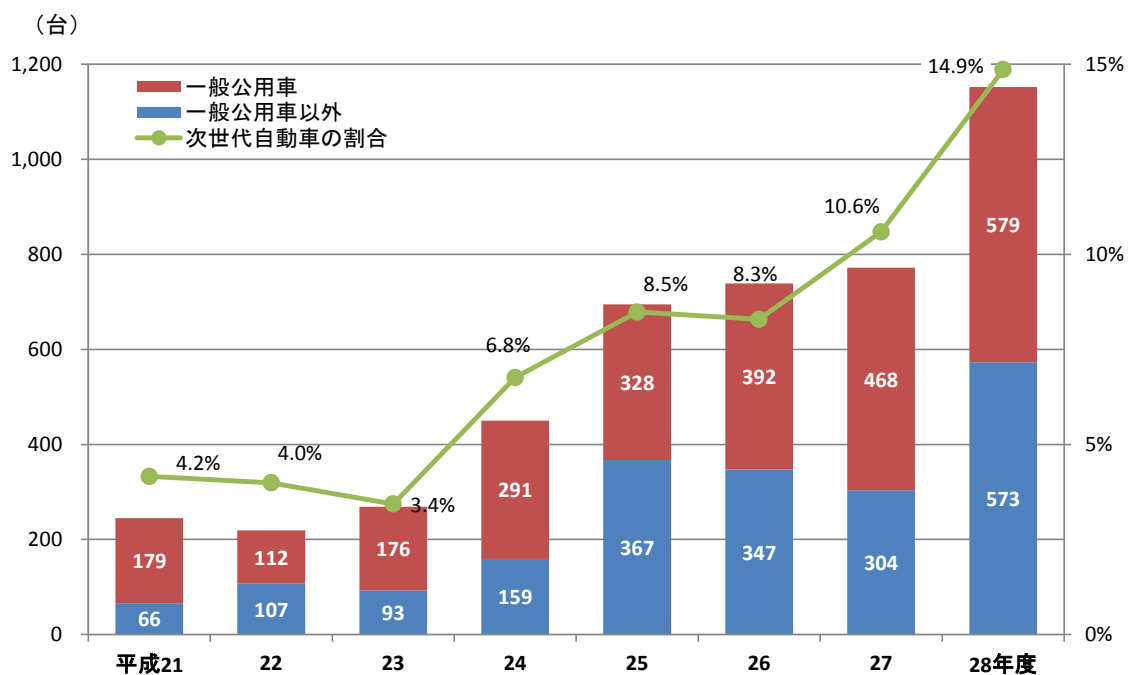


図 2-1 国等の機関における次世代自動車の調達の推移

◆ 小型バス、小型貨物自動車及び重量車（参考）

小型バス⁴⁶及び小型貨物自動車⁴⁷については平成 16 年度における燃費平均値（実績値）⁴⁸、重量車（バス、トラック等）については平成 14 年度における燃費平均値（実績値）⁴⁹と平成 27 年度において国等が調達したこれらの自動車から使用段階（自動車の走行）における **二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）** を試算すると、表 2-3 のとおり。

表 2-3 国等の機関の特定調達物品等（小型バス、小型貨物自動車及び重量車）の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

車種	平成28年度導入台数	1台当たり燃料使用量 (ℓ/ℓ)	平成14年度又は16年度燃費平均値 (km/ℓ)	平成28年度燃費目標値 (km/ℓ)	二酸化炭素年間削減量 (t-CO ₂)
小型バス	107	1,554	8.3	8.9	26
貨物車（車両総重量3.5t以下）	302	830	13.5	15.2	65
重量車（車両総重量3.5t超バス）	118	1,680	5.62	6.98	100
重量車（車両総重量3.5t超トラック等）	83	723	6.56	7.36	17
合計	610	—	—	—	208

【試算の前提】

上記の乗用車と同様の方法で車種別の 1 台当たり年間燃料使用量を算定（平成 26 年度実績）し、基準年度における当該車種の燃費平均値と平成 27（2015）年度の省エネ法トップランナー

⁴⁶ 車両総重量 3.5t 以下、乗車定員 11 人以上（燃料はガソリン換算）

⁴⁷ 車両総重量 3.5t 以下の軽貨物車、軽量貨物車及び中量貨物車（燃料はガソリン換算）

⁴⁸ 平成 16 年度における燃費実績値。脚注 44 と同様の出典

⁴⁹ 平成 14 年度における燃費実績値。総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会重量車判断基準小委員会・重量車燃費基準検討会最終とりまとめ（平成 17 年 11 月）

基準（燃費に係る判断の基準）から、二酸化炭素排出削減量を試算。

- 調達時期にかかわらず1年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は 34.6MJ/ℓ
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は 67.1g-CO₂/MJ
- 軽油の体積当たり標準発熱量は 37.7MJ/ℓ⁵⁰
- 二酸化炭素排出量算定の軽油の燃焼に伴う排出係数は 68.6g-CO₂/MJ⁵¹

② 乗用車用タイヤ

転がり抵抗が低減された乗用車用タイヤを装着した公用車による使用段階（自動車の走行）における **二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$4,852 \text{ (台)} \times 0.01 \times 924 \text{ (ℓ)} \times 34.6 \text{ (MJ/ℓ)} \times 67.1 \text{ (g-CO}_2\text{/MJ)} = 104 \text{ (t-CO}_2\text{)}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成28年度において調達された特定調達物品等であるタイヤは19,411本であることから、4,852台の公用車が4本のタイヤをすべて交換したものとする
- 試算対象の公用車はガソリン自動車とする
- 転がり抵抗による燃費の向上を1%と想定^{52,53}
- ガソリン自動車1台当たりの年間燃料使用量は924ℓ
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は67.1g-CO₂/MJ
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は34.6MJ/ℓ

(6) 繊維製品

グリーン購入法施行前の平成12年度における再生PET樹脂配合率を判断の基準とする繊維製品（制服・作業服、カーテン、毛布、ふとん⁵⁴、作業手袋）の市場占有率と平成28年度において国等が調達した当該品目から製造段階における **二酸化炭素排出削減量** を試算⁵⁵すると、表2-4のとおり。

⁵⁰ 算定省令第2条第3項及び別表1に定める発熱量

⁵¹ 算定省令第2条第3項及び別表1に定める二酸化炭素排出係数

⁵² 自動車が走行時に受ける抵抗の65%が空気抵抗、20%が転がり抵抗（100km/h・定速走行：横浜ゴム調べ）であることから、転がり抵抗が10%低減されている場合は燃費が2%向上するものと推察される。

⁵³ 約10%転がり抵抗が増加すると10・15モードで1～2%燃費が悪化との実験研究結果（西山修二他：ホイールアライメントがころがり抵抗に及ぼす影響，広島市工業技術センター年報，第17巻，pp.63-70（2004））

⁵⁴ ふとんについては、再使用された詰物に係る判断の基準が設定されているが、本試算においてはすべて再生PET樹脂のリサイクルによる二酸化炭素排出削減量として算定している。

⁵⁵ 作業手袋の試算方法：2,691（千組）×（0.973-0.059）×0.05（kg/組）×0.5×19.2（MJ/kg）÷38.2（MJ/ℓ）×（38.2（MJ/ℓ）×68.6（g-CO₂/MJ））=81（t-CO₂）

表 2-4 国等の機関の特定調達物品等（繊維製品）の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品目	総調達量	調達率	平成12年度 市場占有率	単位重量 (kg/枚・組)	再生PET樹脂 使用量 (kg)	エネルギー 削減量 (千MJ/年)	二酸化炭素年間 削減量 (t-CO ₂)
制服	264,117 着	94.9%	5.9%	0.50	11,753	226	16
作業服	304,612 着	97.3%		0.38	10,580	203	14
カーテン	11,033 枚	96.8%		1.10	1,103	21	2
毛布	71,013 枚	99.3%		2.20	14,592	280	19
ふとん	223,519 枚	99.8%		6.10	128,029	2,458	169
作業手袋	2,691 千組	97.3%		0.05	61,495	1,181	81
合計							300

【試算の前提】

- 品目ごとの単位重量は各社カタログ、経済産業省調査結果⁵⁶、業界団体・事業者へのヒアリングによる
- 再生PET樹脂配合率は特定調達品目の判断の基準で試算
- バージンPET樹脂と再生PET樹脂のペレット製造エネルギーの差から二酸化炭素排出削減量を試算（エネルギーは原油換算）
- 再生PET樹脂の製造エネルギー削減量は19.2MJ/kg⁵⁷
- 二酸化炭素排出量算定の原油換算に伴う排出係数は68.6g-CO₂/MJ⁵⁸
- 原油の体積当たり標準発熱量は38.2MJ/ℓ⁵⁹
- 平成12年度における特定調達物品等の市場占有率（ポリエステル繊維生産量に占める繊維用途の再生PET樹脂の割合）は5.9%⁶⁰

(7) 設備（太陽光発電システム）

太陽光発電システムの導入による、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$191 \text{ (kW)} \times 0.12 \times 365 \text{ (日/年)} \times 24 \text{ (時間)} \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = 104 \text{ (t-CO}_2\text{)}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間に発電される電気によって代替される二酸化炭素排出削減量を試算

⁵⁶ 経済産業省製造産業局繊維課「繊維製品（衣料品）のLCA調査報告書」（平成16年2月）

⁵⁷ 一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチック廃棄物の処理・処分に関するLCA調査研究報告書」（平成13年3月）より算定している。

⁵⁸ 算定省令第2条第3項及び別表1に定める二酸化炭素排出係数

⁵⁹ 算定省令第2条第3項及び別表1に定める発熱量

⁶⁰ 平成12年度におけるポリエステル繊維生産量は654,090ト（長繊維375,043ト、短繊維279,047ト）、再商品化製品量のうち繊維用途は38,317ト。資料：PETボトルリサイクル推進協議会、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

- 太陽光発電システムの年間発電量 (kWh/年) = 太陽電池アレイ出力 (kW) × システム利用率 (12%⁶¹) × 365 (日/年) × 24 (時間/日)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.518kg-CO₂/kWh

(8) 公共工事

① 高炉セメント

平成 28 年度において国等が調達した高炉セメント及び生コンクリート (高炉) について、セメントを高炉スラグに置き換えることにより得られる平成 28 年度の **セメント製造時における二酸化炭素排出削減量** を試算⁶²すると、表 2-5 のとおり。

表 2-5 国等の機関の特定調達物品等 (高炉セメント) の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品目	単位	適用品目	高炉セメント市場占有率			二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)	
			平成12年度	平成28年度	占有率増分	12年度比削減量	全体の削減量
高炉セメント	トン	490,572	24.4%	20.3%	-	0	89,202
生コンクリート (高炉)	m ³	3,765,819				0	171,187
合計						0	260,389

【試算の前提】

- 高炉セメントにおける高炉スラグ配合率を 45% とする⁶³
- 生コンクリートの単位セメント量を 250kg/m³ とする⁶⁴
- 二酸化炭素排出量算定のセメント製造時の排出係数は 417kg-CO₂/トン⁶⁵
- セメント製造用石灰石の含水率は 3.1%⁶⁵

② 変圧器

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の全損失値を想定し、平成 28 年度において国等が調達した特定調達物品等の全損失値の差から、使用段階における **二酸化炭素排出削減量 (1 年間の使用分で比較)** を試算すると以下のとおり。

⁶¹ 資源エネルギー庁「第 13 回調達価格等算定委員会資料 (平成 26 年 2 月 17 日)」 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構におけるフィールドテスト事業の実績データ)

⁶² 高炉セメントの二酸化炭素削減量の試算方法は「3. (8) 高炉セメント②国内販売量からみた環境負荷低減効果 (試算)」を参照。なお、生コンクリート (高炉) については体積を重量に変換するために換算係数 250 (kg/m³) を乗ずる必要がある。

⁶³ 業界団体ヒアリング結果

⁶⁴ 業界団体ヒアリング、文献調査

⁶⁵ 環境省「平成 14 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書」 (平成 14 年 8 月)

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$1,408 \text{ (台)} \times (783 - 521.8) \text{ (W/台)} \times 365 \text{ (日)} \times 24 \text{ (時間)} \\ \times 0.518 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,669 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の変圧器の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成11年度（省エネ法の旧トップランナー基準の基準年度）における変圧器の全損失値は818W/台⁶⁶
- 平成18年度（省エネ法の旧トップランナー基準の目標年度）における変圧器の全損失値は570W/台（基準年度からのエネルギー消費効率の改善率は30.3%）⁶⁶
- 平成26年度（目標年度）における変圧器の全損失値は521.8W/台⁶⁷
 - ⇒ 平成12年度における全損失値は783W/台⁶⁸
 - ⇒ 特定調達物品等の全損失値は521.8W/台（省エネ法トップランナー基準）
- 変圧器は24時間使用するものと想定
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は0.518kg-CO₂/kWh

③ 屋上緑化

屋上緑化による夏季の冷房負荷の減少に伴う 二酸化炭素排出削減量(1年間の使用分で比較) を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$12,749 \text{ (m}^2\text{)} \times 22.7 \text{ (kg-CO}_2\text{/m}^2\text{)} = \underline{289 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 建物の冷房負荷削減量から冷房起源（夏季6月～9月）の二酸化炭素排出削減量を試算⁶⁹
- 冷房エネルギーは電力、冷房機器のCOPは2.5を想定⁶⁹
- 屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減量は22.7kg-CO₂/m²・年⁷⁰

(9) 紙類（参考）

紙類について、平成28年の紙用の古紙利用率⁷¹と平成28年度において国等が調達した特定

⁶⁶ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終とりまとめ（平成14年4月）

⁶⁷ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終取りまとめ（平成23年12月）

⁶⁸ 省エネ法の旧トップランナー基準の基準年度の平成11年度から目標年度の平成18年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として内挿している。

⁶⁹ 環境省「『感覚環境の街作り』報告書」（平成18年12月）

⁷⁰ 上記「感覚環境の街作り」報告書においては、屋上緑化による二酸化炭素排出削減効果を30.3kg-CO₂/m²・年と試算しているが、当該原単位の設定に当たって電気の使用に伴う排出係数を0.690kg-CO₂/kWhとしていることから、平成28年度の使用端二酸化炭素排出原単位0.518kg-CO₂/kWhとの比から屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減原単位を算定している。

調達物品等の調達量の差から、原材料として使用される **パルプ材の削減量** を試算⁷²すると表 2-6 のとおりであり、合計で **約 62 千 m³ の削減効果** となる。なお、古紙パルプ配合率は特定調達品目ごとの判断の基準で試算している⁷³。

表 2-6 国等の機関の特定調達物品等（紙類）の調達によるパルプ材削減量の試算

品 目	平成28年紙用 古紙利用率 (%)	総 調 達 量 (ト)	特 定 調 達 物品等調達量 (ト)	パ ル プ 材 削 減 量 (m ³)	二酸化炭素 の 固 定 量 (t-CO ₂)
コピー用紙	39.2%	51,617	50,757	47,697	34,976
フォーム用紙		239	224	210	154
インクジェット用塗工紙		144	140	131	96
塗工されていない印刷用紙		1,858	1,816	1,153	845
塗工されている印刷用紙		465	452	287	210
トイレットペーパー		6,235	6,174	11,453	8,399
ティッシュペーパー		497	379	703	515
合 計	—	61,056	59,942	61,634	45,196

⁷¹ 古紙利用率＝古紙消費量（古紙パルプを含む）÷製紙用繊維原料消費合計（古紙＋古紙パルプ＋パルプ＋その他繊維）。平成 28 年における紙用の古紙消費量は 5,653 千ト、製紙用繊維原料消費合計は 14,441 千トであることから紙用の古紙利用率は 39.2%（資料：経済産業省「紙・パルプ統計年報」及び「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計月報」、財務省「日本貿易月表」）。なお、板紙用の古紙利用率は 93.8%であり、紙及び板紙を合計した平成 28 年の古紙利用率は 64.2%となっている。

⁷² パルプ材削減量及び二酸化炭素の固定量の試算方法は「2.（1）文具類②ファイル・バインダー」の「紙製ファイル及び紙製バインダー」を参照

⁷³ 判断の基準に総合評価を導入しているコピー用紙及び印刷用紙については、判断の基準を満たすために最低限必要な古紙パルプ配合率であるコピー用紙 70%、印刷用紙 60%で試算している。

3. 市場形成状況及び国内販売量等からみた環境負荷低減効果の試算

以下では、グリーン購入法施行前の平成12年度及び施行後の平成13年度から平成28年度における特定調達品目の市場形成の状況について、業界団体が実施した調査、業界団体・事業者等に対するアンケート調査等から把握可能な範囲で示す。また併せて、国内販売量等から試算可能な特定調達品目に関する全国的环境負荷低減効果を示す⁷⁴。

(1) - 1 文具類（筆記具）

① 市場形成状況⁷⁵

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンについて、市場調査したところ、以下のような結果が得られた⁷⁶。例えばこれら品目の平成28年度における特定調達品目の国内販売量に対する国等の機関による調達量の割合は高いものでも2%程度⁷⁷であるが、国等の機関の初期需要の創出に伴い、国内における特定調達物品等の供給量及び市場における特定調達物品等の占める割合は着実に増加しており、グリーン購入の市場が確実に拡大していることを示しているものと考えられる。

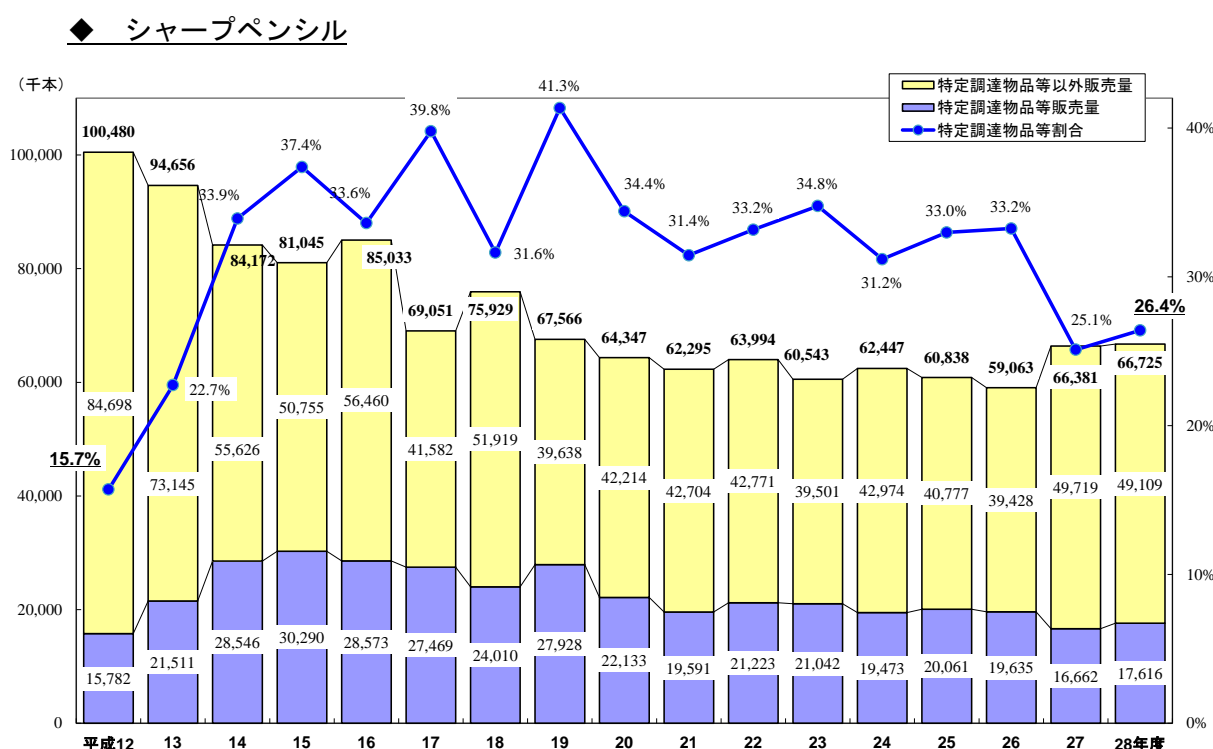


図3-1 特定調達物品等の国内販売量及び割合（シャープペンシル）

⁷⁴ 国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算と同様の前提で試算している。

⁷⁵ 資料：繊維・生活用品統計年報、日本貿易統計、日本筆記具工業会調査、日本筆記具工業会会員企業に対するアンケート調査結果。なお、今回のアンケート調査に当たって平成12年度に遡り、販売量等を修正している場合がある（他の品目についても同じ。）。

⁷⁶ 日本筆記具工業会会員企業の特定調達物品等の国内販売量に占める割合。なお、国内販売量については、暦年の我が国における販売量であり、アンケート回答企業の販売量ではない（以下、筆記具において同じ。）。

⁷⁷ シャープペンシル1.8%、シャープペンシル替芯0.3%（1個当たり20本で換算）、ボールペン0.3%、マーキングペン0.4%

○ 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、毎年度増減を繰り返しているものの、総体としては、近年減少傾向を示しており、平成 12 年度の 15.7%から平成 28 年度は 26.4%、前年度比でほぼ横ばいとなっている。

◆ シャープペンシル替芯

○ 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 4.3%から平成 28 年度は 51.1%と、11 倍を上回る大幅な増加となっている。また、平成 16 年度、平成 17 年度と 2 年連続して前年度と比べ占有割合が低下していたが、平成 18 年度からは再び顕著な増加に転じ、平成 21 年度以降は 50%前後で横ばいの状況が続き、平成 25 年度に 57.4%に上昇し、平成 26 年度に下降し、平成 28 年度においては 51.1%となっている。

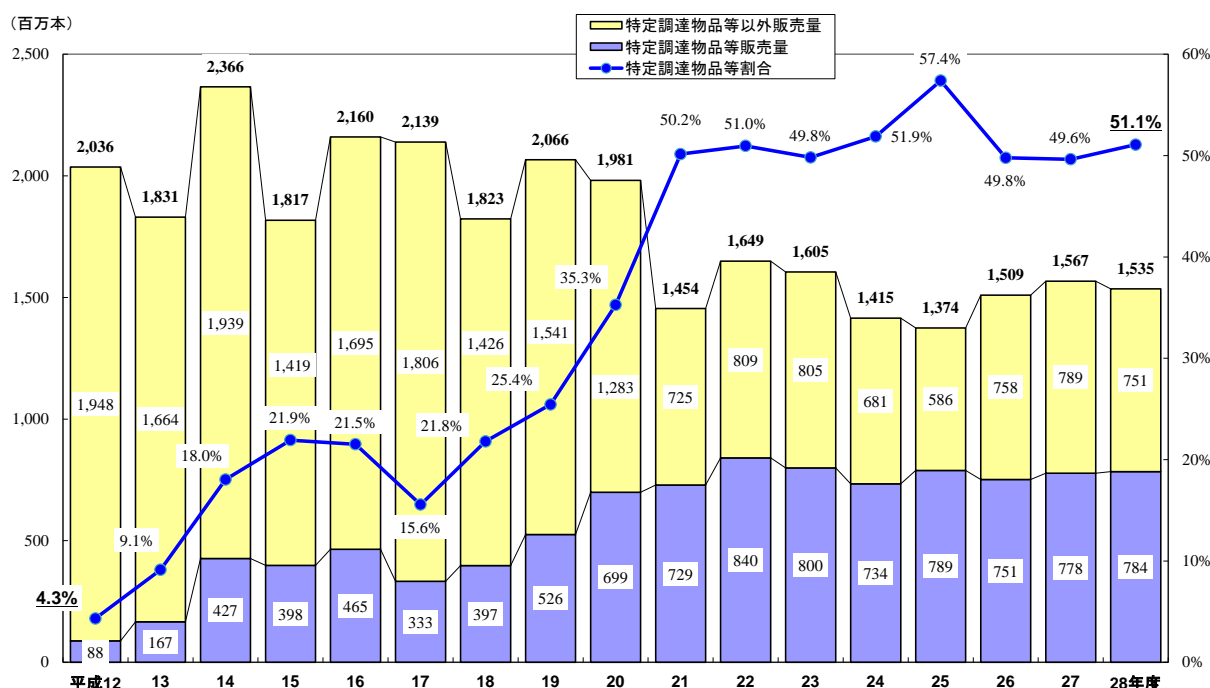


図 3-2 特定調達物品等の国内販売量及び割合 (シャープペンシル替芯)

◆ ボールペン

○ 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 13.0%から平成 28 年度は 28.8%となり、約 2.2 倍の増加となっている。平成 18 年度において市場占有率が 50.5%に達したが、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて減少しており、平成 20 年度以降の占有率は、横ばいないし漸減傾向を示している。

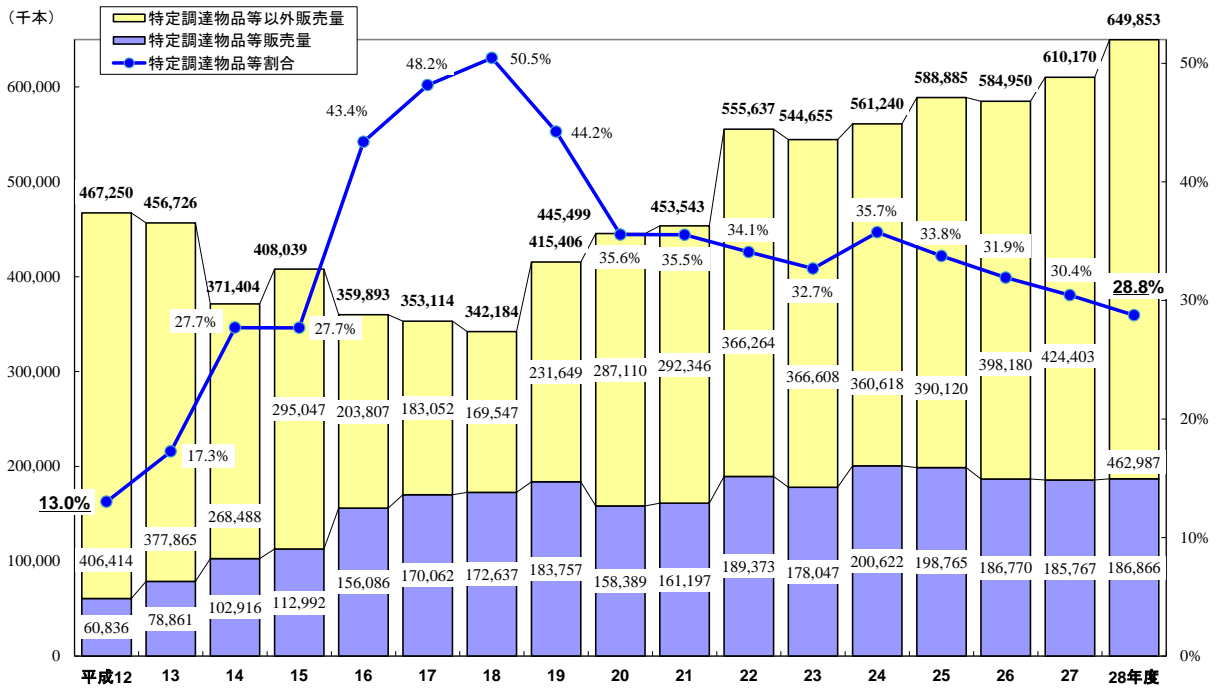


図 3-3 特定調達物品等の国内販売量及び割合（ボールペン）

◆ マーキングペン

○ 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 16.3%から平成 23 年度は 34.5%、約 2.1 倍となった。平成 16 年度以降は、市場占有率 30%前後を推移しており、平成 21 年度は前年度比で約 5 ポイントの増加となり、以降 3 年間は概ね横ばいの状況となっていた。平成 24 年度は前年度比約 7 ポイントの減少で 27.4%となり、平成 28 年度は 21.9%と平成 26 年度以降 3 年続けて減少している。

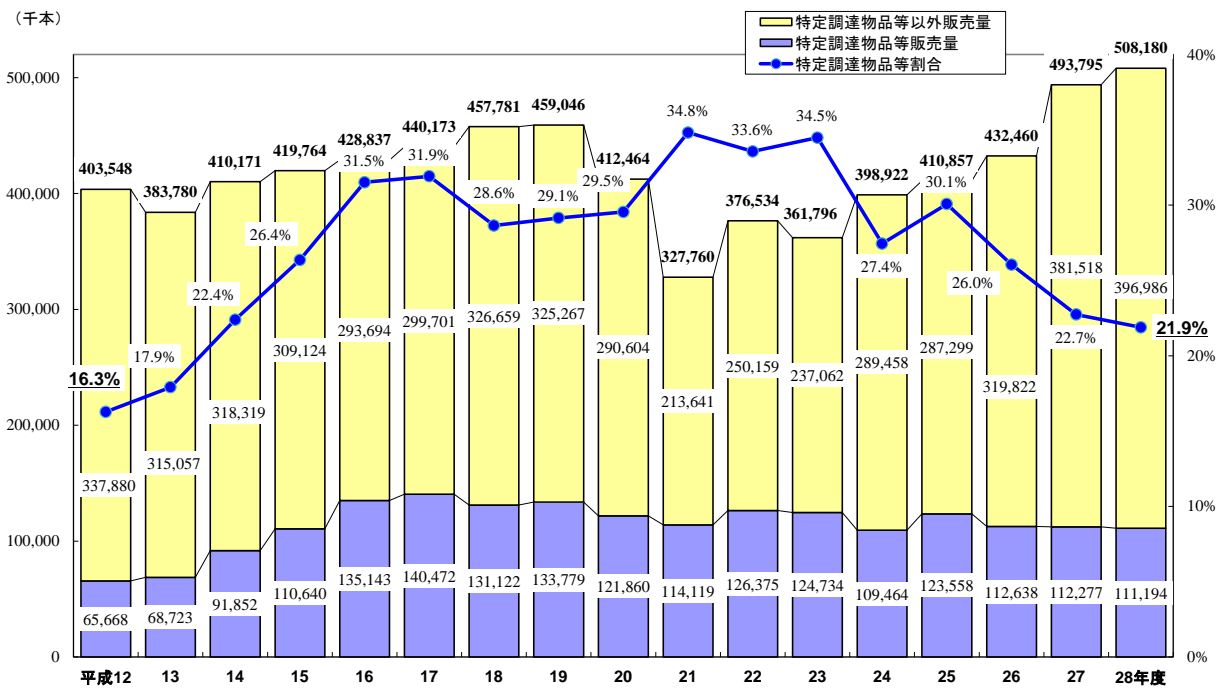


図 3-4 特定調達物品等の国内販売量及び割合（マーキングペン）

② 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）

平成 28 年度において国内に出荷された特定調達物品等のシャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンが、すべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用される **プラスチックの削減量** を試算すると、合計で **約 1.3 千トンの削減効果** となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算すると、合計で **約 3.5 千 t-CO₂ の排出削減効果** となる。

表 3-1 グリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算（全国）

品 目	特 定 調 達 物 品 等 販 売 量 (千本/千個)	プ ラ ス チ ッ ク 使 用 削 減 量 (トン)	焼 却 し た 場 合 の CO ₂ 排 出 量 (t-CO ₂)
シャープペンシル	17,616	53	146
シャープペンシル替芯	39,212	119	330
ボールペン	186,866	598	1,653
マーキングペン	111,194	500	1,384
合 計	354,888	1,270	3,513

(1) - 2 文具類（ファイル、バインダー）

① 市場形成状況（出荷量）⁷⁸

◆ 紙製ファイル

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 81.3%⁷⁹、平成 28 年度は 86.2%となっている。
- 平成 17 年度の基本方針より判断の基準の見直し⁸⁰を行ったところであるが、既に多くの製品が特定調達物品等に該当している。

⁷⁸ 資料：日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果（直近 3 年間のファイル及びバインダー合計の補足率は平成 26 年度 28.1%、平成 27 年度 27.5%、平成 28 年度 31.4%。なお、補足率は日本ファイル・バインダー協会の生産統計調査結果に占める国内主要協会会員企業の国内出荷量から算出している）

⁷⁹ アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷量（ファイル、バインダーにおいて同じ。）

⁸⁰ 古紙パルプ配合率を主要材料の 50%以上から 70%以上へ強化（紙製バインダーも同様）している。

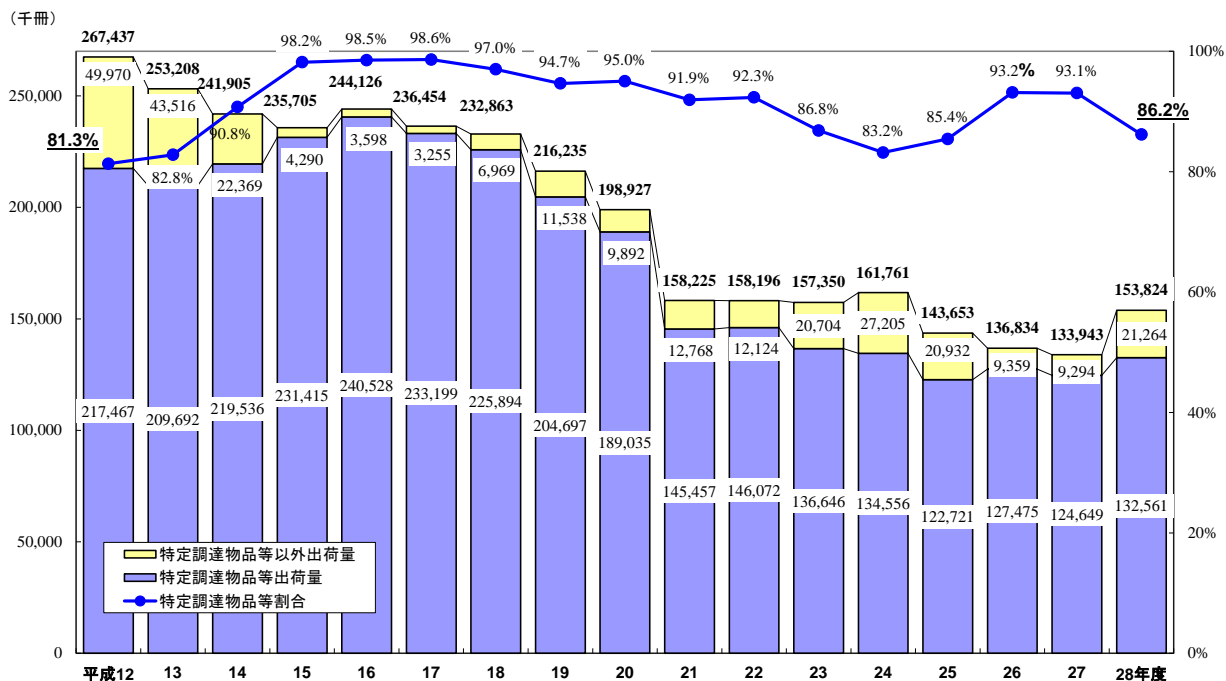


図 3-5 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（紙製ファイル）

◆ プラスチック製ファイル

○ 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 29.1%から平成 28 年度は 50.4%となっている。平成 20 年度以降の市場占有率は年々変動があるものの、50～60%程度で推移している。

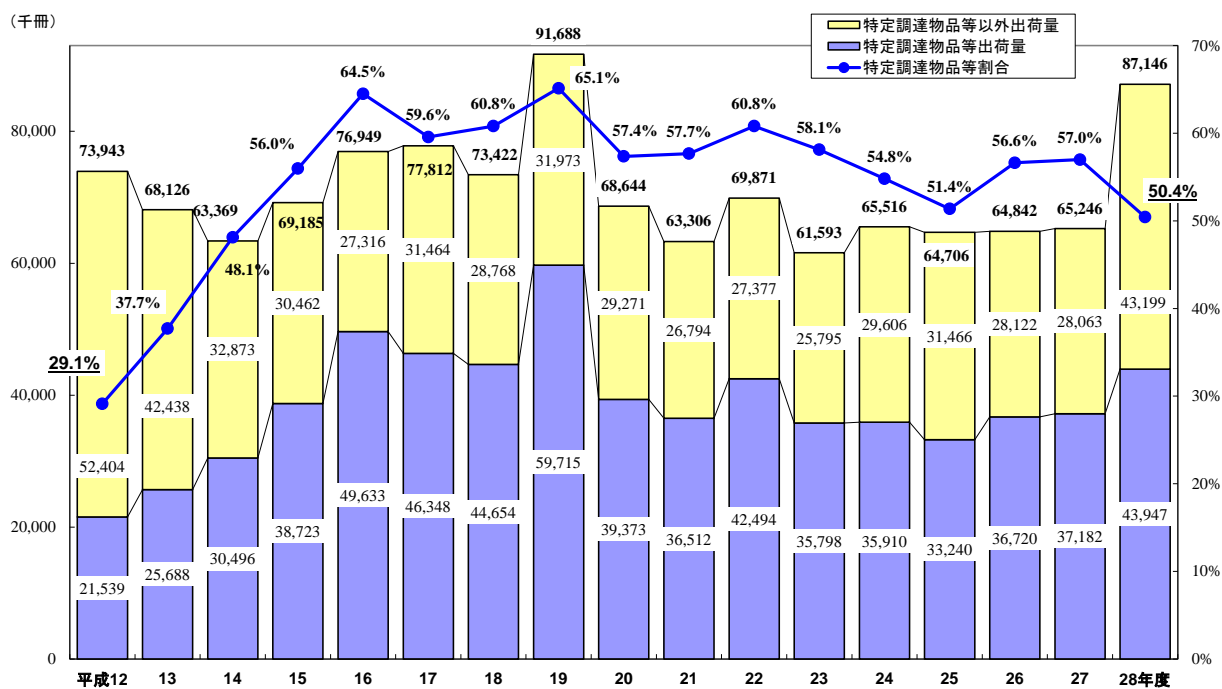


図 3-6 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（プラスチック製ファイル）

◆ 紙製バインダー

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成12年度は73.9%、平成28年度は96.3%となっており、引き続き高い割合を維持している。しかし、国内出荷量は平成16年度より減少傾向にあり、特定調達物品等の出荷量は平成20年度以降漸減傾向を示している。
- 平成17年度に紙製ファイルとともに判断の基準の見直しを行った後も、ほとんどの製品が特定調達物品等に該当しており、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から、古紙パルプ配合率以外の環境負荷項目について検討を実施する必要がある。

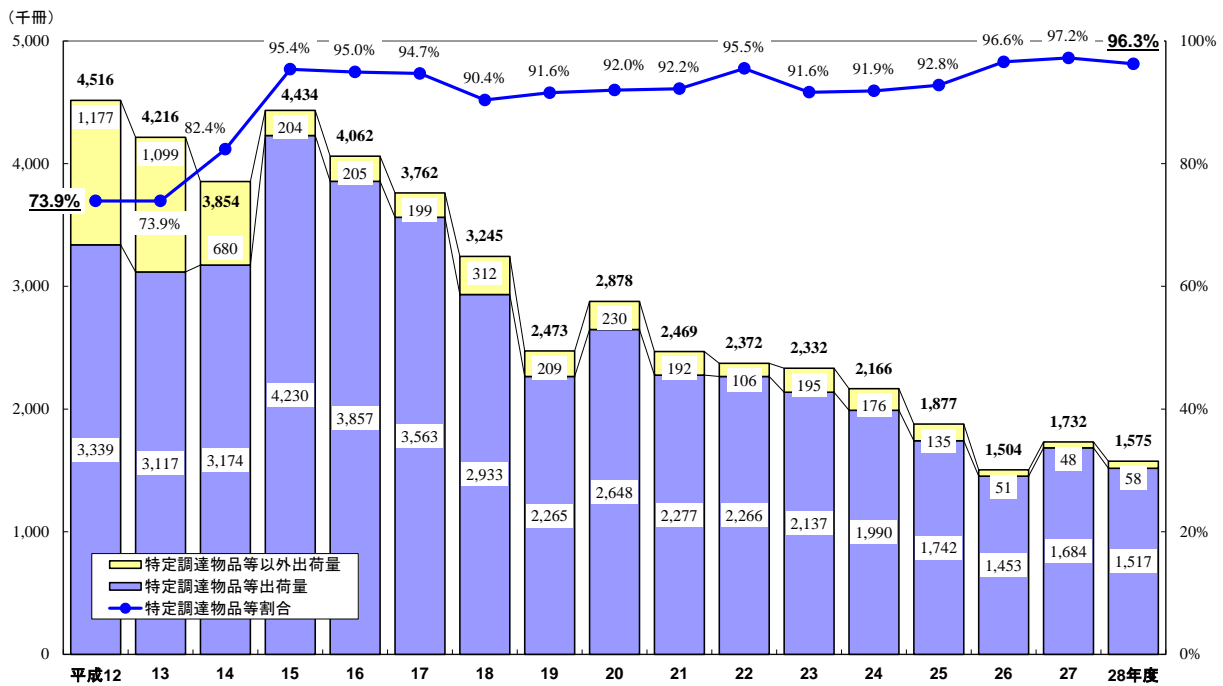


図3-7 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（紙製バインダー）

◆ プラスチック製バインダー

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成12年度は57.7%、平成27年度は過去最高の83.0%となったが、平成28年度は約5ポイント低下し、77.9%となった。平成14年度以降70%を超える市場占有率であり、近年は80%程度と高い市場占有率となっている。

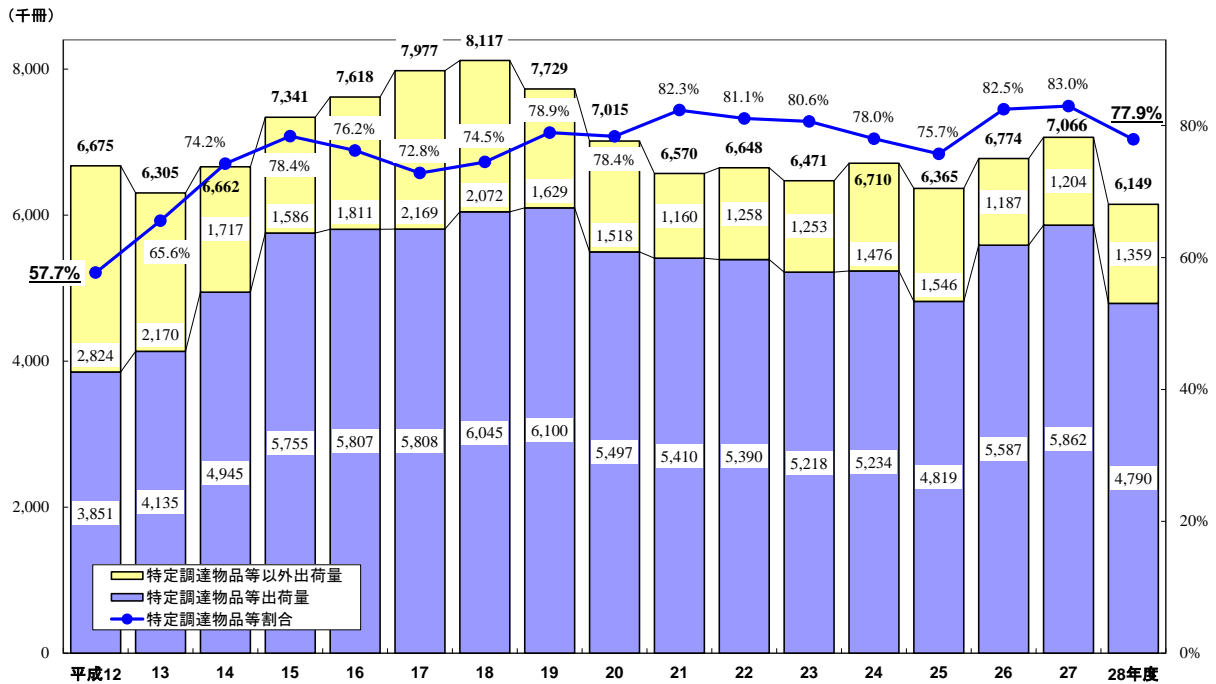


図 3-8 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（プラスチック製バインダー）

② 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）⁸¹

◆ 紙製ファイル

紙製ファイルの判断の基準では、古紙パルプ配合率 70%以上が規定されているが、平成 28 年度において国内に出荷された特定調達物品等の紙製ファイルについて、すべてバージンパルプ 100%の製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用される パルプ材の削減量 を試算すると以下のとおりであり、合計で 約 299 千 m³の削減効果 となる。

$$\text{ファイル： } 510.3 \text{ (百万冊)} \times 274 \text{ (g/冊)} \times 3.051 \text{ (m}^3\text{/t)} \times 0.7 = \underline{299 \text{ (千 m}^3\text{)}} \\ \text{(参考) } 219 \text{ 千 t-CO}_2 \text{ (=59.7 千 t-C) の二酸化炭素固定量に相当}$$

◆ プラスチック製ファイル

プラスチック製ファイルでは、再生プラスチック使用量 40%以上が規定されているが、平成 28 年度において国内に出荷された特定調達物品等のプラスチック製のファイルについて、すべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用される プラスチックの削減量 を試算すると以下のとおりであり、合計で 約 4 千 t_レの削減効果 となる。

$$\text{ファイル： } 99,001 \text{ (千冊)} \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.4 = \underline{3,960 \text{ (t}_\text{レ}\text{)}} \\ \text{(参考) 焼却処理された場合 } 10.9 \text{ 千 t-CO}_2 \text{ の二酸化炭素が排出}$$

⁸¹ 特定調達物品等に係る国内販売量は、日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果から得られた補足率から推定している。

(1) - 3 文具類 (定規、ステープラー)

定規及びステープラーに係る市場形成状況⁸²は、以下のとおり。

◆ 定規

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成12年度は2.2%⁸³、平成23年度及び平成24年度は8.5%、平成25年度は15.0%、平成26年度は14.3%、平成27年度は17.1%、平成28年度には17.0%と上昇傾向であるが、国内出荷量については近年減少傾向を示している。
- 特定調達物品等の市場占有率は平成19年度に大きく減少したものの、平成20年度には前年度比で3.6ポイント、平成21年度には前年度比で3.4ポイントそれぞれ増加となった。平成22年度は2ポイント下降し、さらに平成23年度は前年度比で15ポイント以上減少したが、平成28年度は平成24年度比で8.5ポイント増加となっている。

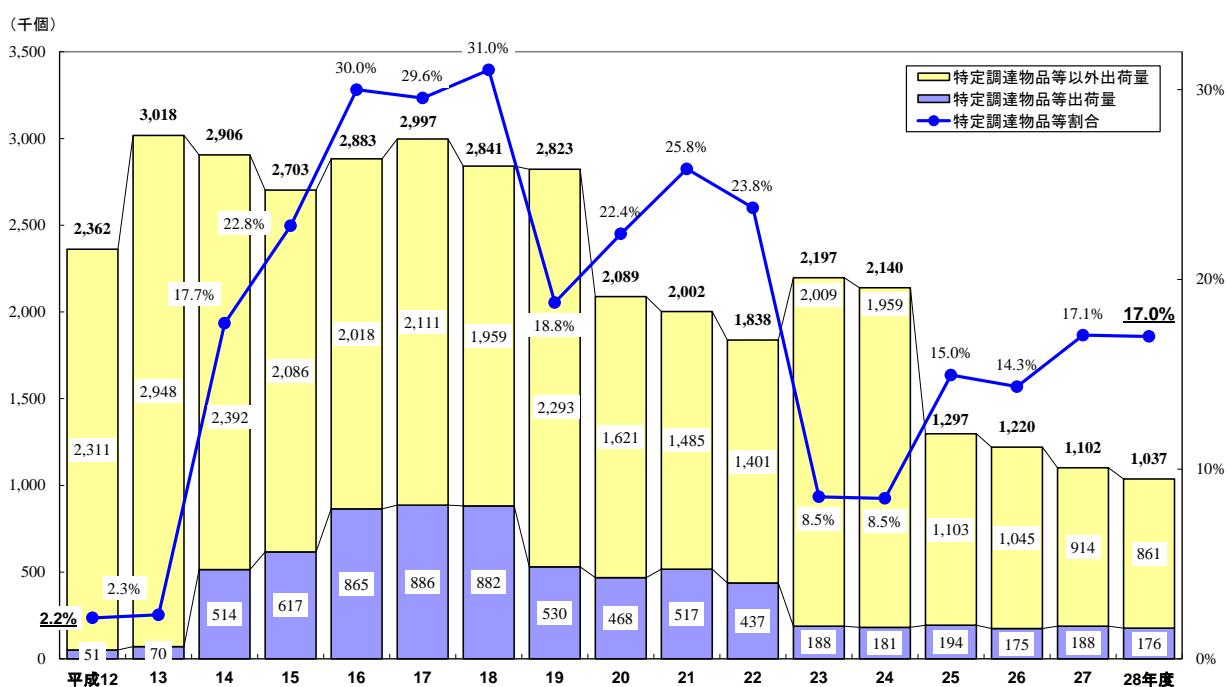


図3-9 特定調達物品等の国内出荷量及び割合 (定規)

◆ ステープラー (汎用型及び汎用型以外合計)

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成12年度の15.6%から平成22年度は96.2%となっており、約6倍以上に増加しており、平成19年度以降は90%以上の極めて高い市場占有率となった。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成23年度調達の基本方針から汎用型と汎用型以外に品目を分けるとともに、判断の基準の見直し⁸⁴を実施したところ、平成23年度以降と特定調達物品等の国内出荷量に占める割合が半減し、平成27年度は47.2%

⁸² 資料：全日本文具協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果

⁸³ アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷量 (定規、ステープラーにおいて同じ。)

⁸⁴ 汎用型のステープラーについて再生プラスチック配合率を主要材料の40%以上から70%以上へ強化している。

となっていたが、平成 28 年度は 77.4%と大きく増加した。

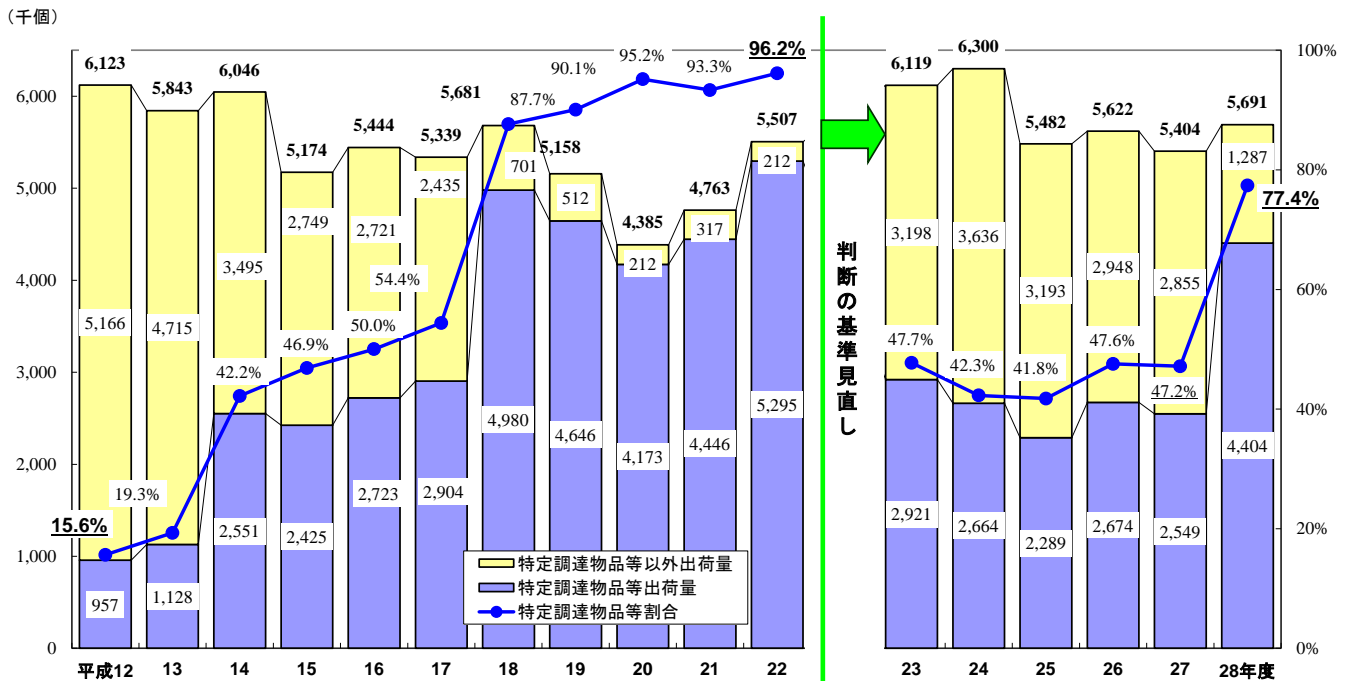


図 3-10 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（ステープラー）

(2) オフィス家具等（いす、机）

いす及び机に係る市場形成状況⁸⁵は、以下のとおり。

◆ いす

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 19 年度⁸⁸から平成 28 年度まで 90%以上を維持しており、極めて高い市場占有率で推移している。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 25 年度調達の基本方針から新たな判断の基準を追加したところであるが、平成 25 年度は 94.4%、平成 26 年度は 93.4%、平成 27 年度は 93.6%、平成 28 年度においても 90.8%であり、引き続き高い市場占有率を維持している。

⁸⁵ 資料：一般社団法人日本オフィス家具協会調査結果

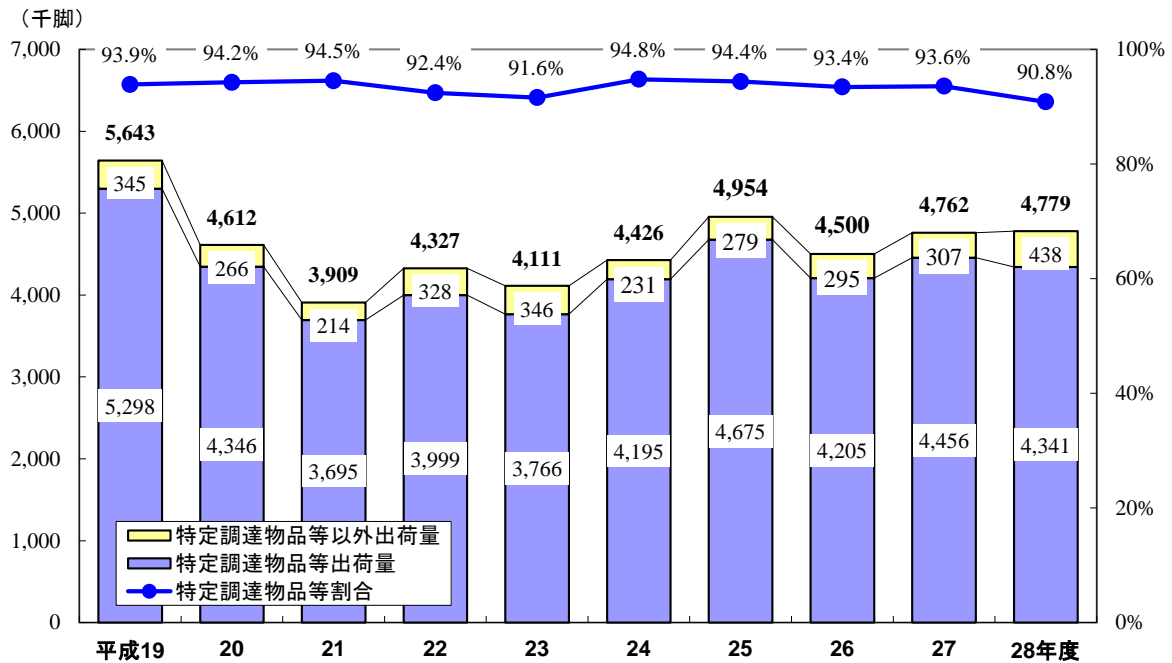


図 3-11 特定調達物品等の国内出荷量及び割合 (いす)

◆ 机

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 19 年度から平成 28 年度まで 90% 以上を維持しており、極めて高い市場占有率で推移している。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 25 年度調達の基本方針から新たな判断の基準を追加したところであるが、平成 25 年度は 98.0%、平成 26 年度は 97.7%、平成 27 年度及び平成 28 年度においても 96.6%であり、引き続き高い市場占有率となった。

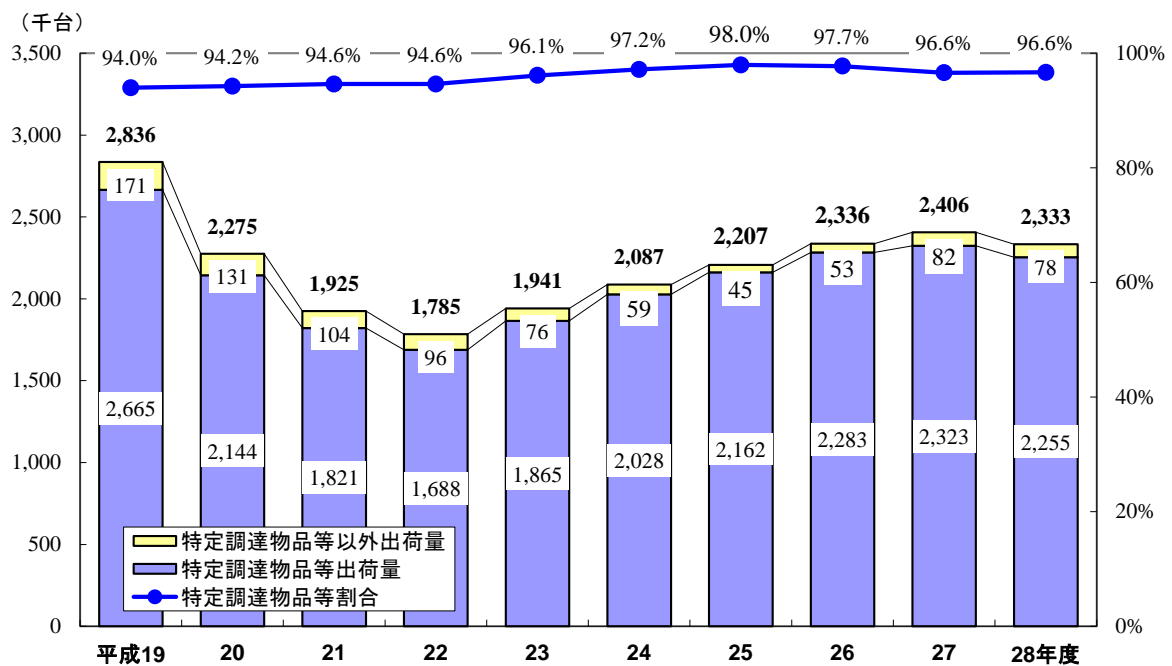


図 3-12 特定調達物品等の国内出荷量及び割合 (机)

(3) 掛時計

掛時計に係る市場形成状況⁸⁶は、以下のとおり。

- 掛時計の国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、特定調達品目に追加される以前の平成 21 年度においては 2.6%、特定調達品目に追加された平成 22 年度は 3.0%、平成 23 年度は 4.0%、平成 24 年度は 4.2%、平成 25 年度は 3.9%、平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は 3 年連続で 3.0%となっている。
- 現段階では特定調達物品等の市場占有率は低い状況にある。今後、国等の機関による初期需要の創出等に伴い、他の特定調達品目と同様に特定調達物品等の市場への供給が増加することが期待される。

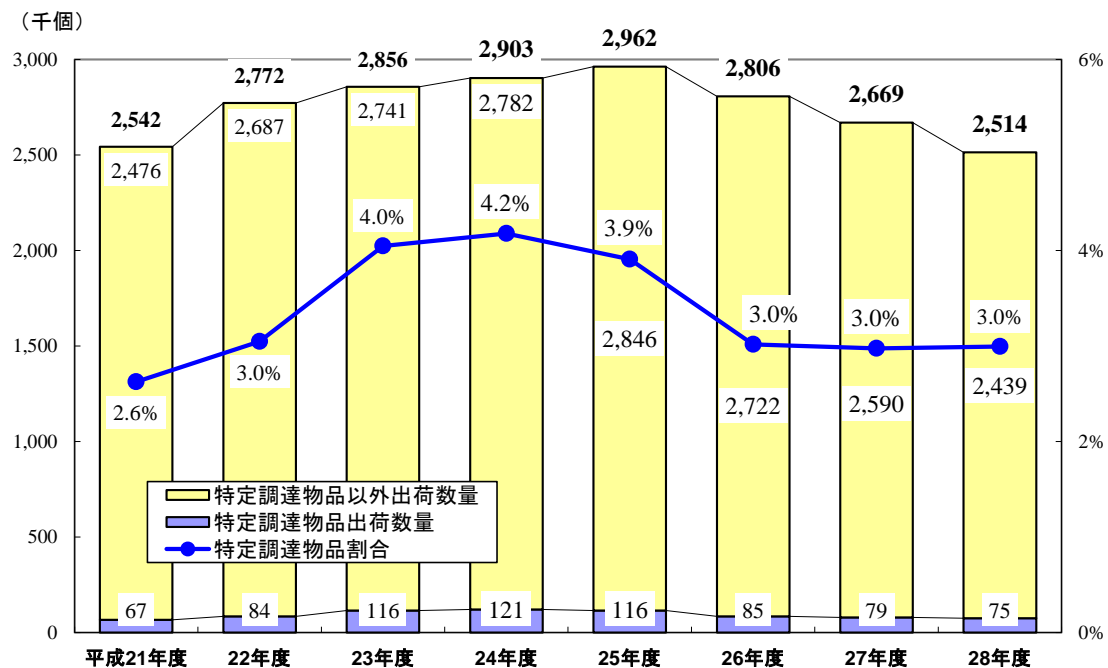


図 3-13 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（掛時計）

(4) 照明（蛍光灯器具）

蛍光灯器具のうち施設用の Hf インバータ方式器具に係る市場形成状況⁸⁷は、以下のとおり。

- 施設用蛍光灯器具の国内出荷量に占める Hf インバータ方式器具の割合は平成 12 年度の 22.4%から平成 22 年度以降は 7 割を超えており、蛍光灯器具の Hf インバータ方式器具への切り替えは順調に進展してきた。
- 一方、蛍光灯器具の国内出荷量は、平成 19 年度以降減少しており、特に平成 23 年度以降は出荷量の減少が顕著である。平成 28 年度においては平成 18 年度の出荷量の 9.6%まで減少しているが、これは、蛍光灯照明器具から LED 照明器具への切り替えが急速に進展している状況を示している（図 3-15 参照）。

⁸⁶ 資料：一般社団法人日本時計協会調査

⁸⁷ 資料：一般社団法人日本照明工業会調査

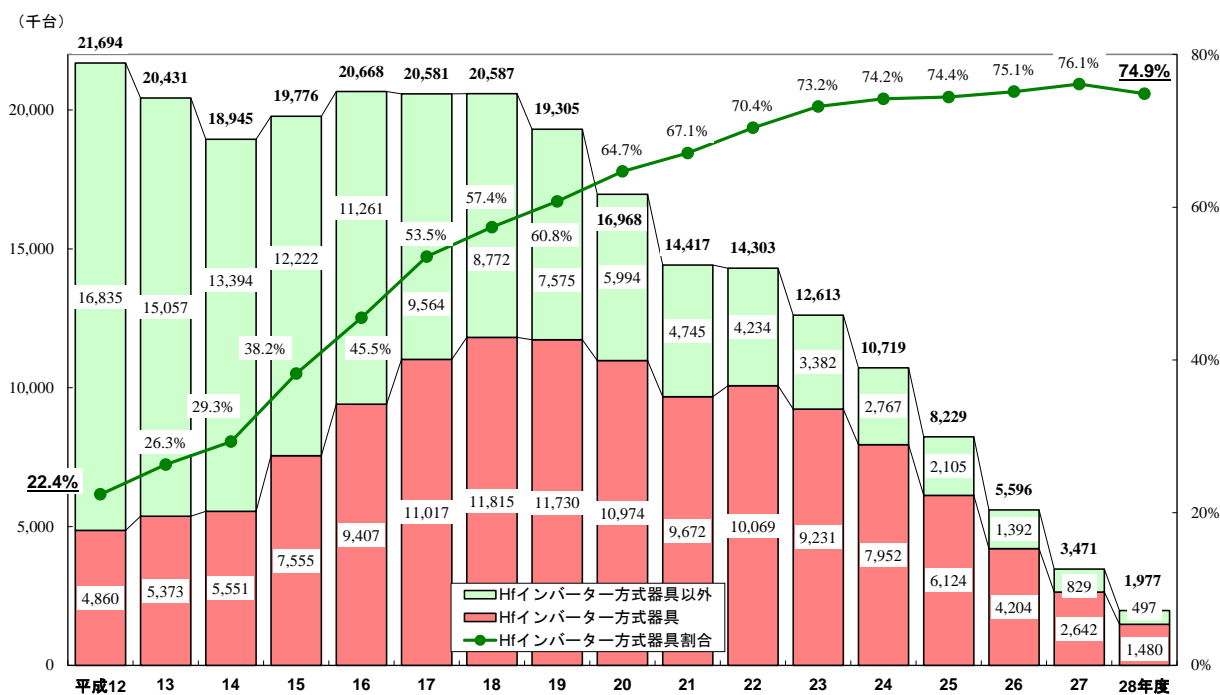


図 3-14 Hf インバータ方式器具の国内出荷量及び割合（照明器具）

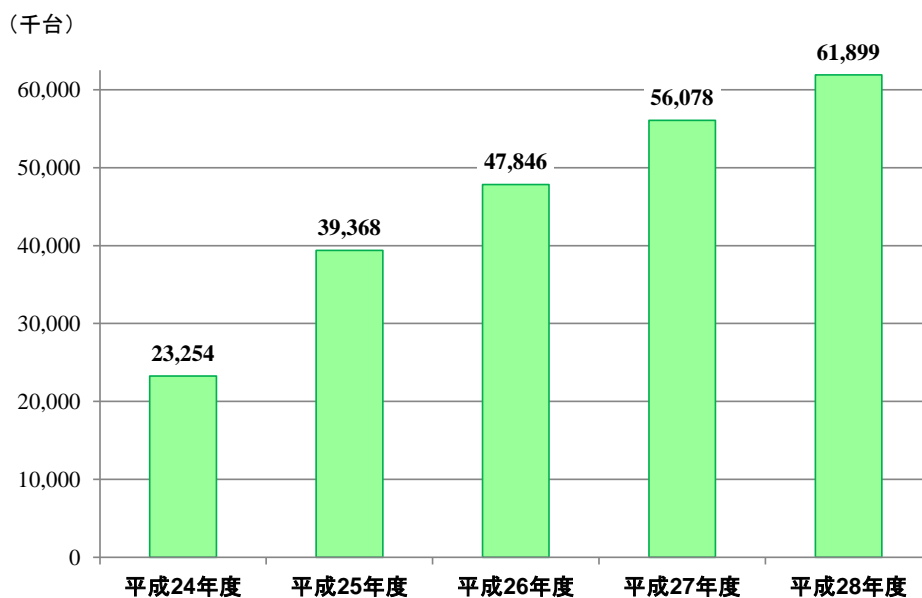


図 3-15 LED 照明器具の国内出荷量の推移⁸⁸

(5) 照明（蛍光ランプ）⁸⁹

① 40 形直管蛍光ランプ

オフィスにおける需要が最も多い40形直管蛍光ランプの市場形成状況は、以下のとおり。

⁸⁸ 資料：一般社団法人日本照明工業会「照明器具出荷自主統計」

⁸⁹ 資料：一般社団法人日本照明工業会調査

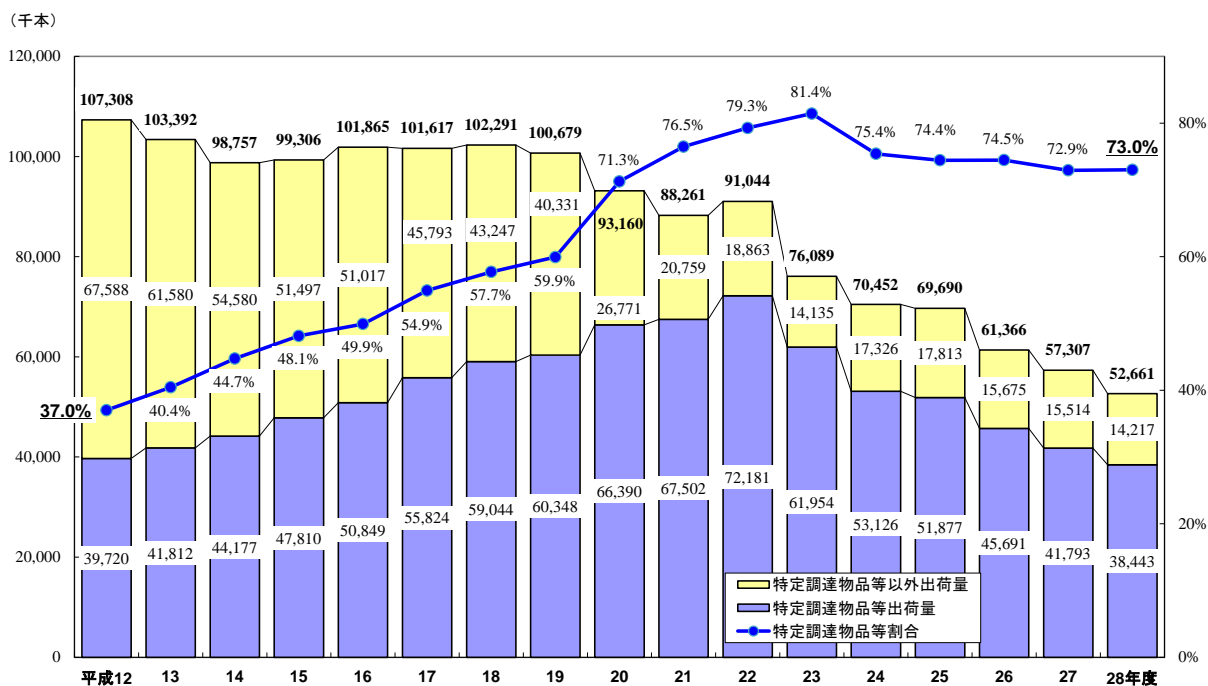


図 3-16 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（40 形直管蛍光ランプ）

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 37.0%、平成 28 年度は 73.0%と、市場占有率は平成 23 年度をピークとしてやや下がったものの、2 倍以上となっている。
- 相当数の製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 23 年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施したところである。
- 40 形直管蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形（Hf）ランプについて、平成 26 年度調達の基本方針から新たに判断の基準の設定を行ったところである。
- さらに「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、平成 26 年度調達の基本方針から水銀封入量に係る判断の基準の見直しを実施している。

② 高周波点灯専用形（Hf）

40 形直管蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形（Hf）ランプの市場形成状況は、以下のとおり。

- 40 形直管蛍光ランプの国内出荷量に占める高周波点灯専用形（Hf）ランプの割合は、平成 28 年度は 29.9%と平成 24 年度、25 年度、26 年度、27 年度に引き続き、わずかに下がったが、平成 12 年度の 11.1%の約 2.7 倍となっており、市場占有率は顕実に伸張してきた。
- 消耗品である蛍光ランプは、Hf インバータ方式器具と同様に、平成 23 年度以降高周波点灯専用形（Hf）ランプの国内出荷量が顕著な減少傾向を示しており、LED ランプへの切り替えが進んでいる状況にある。

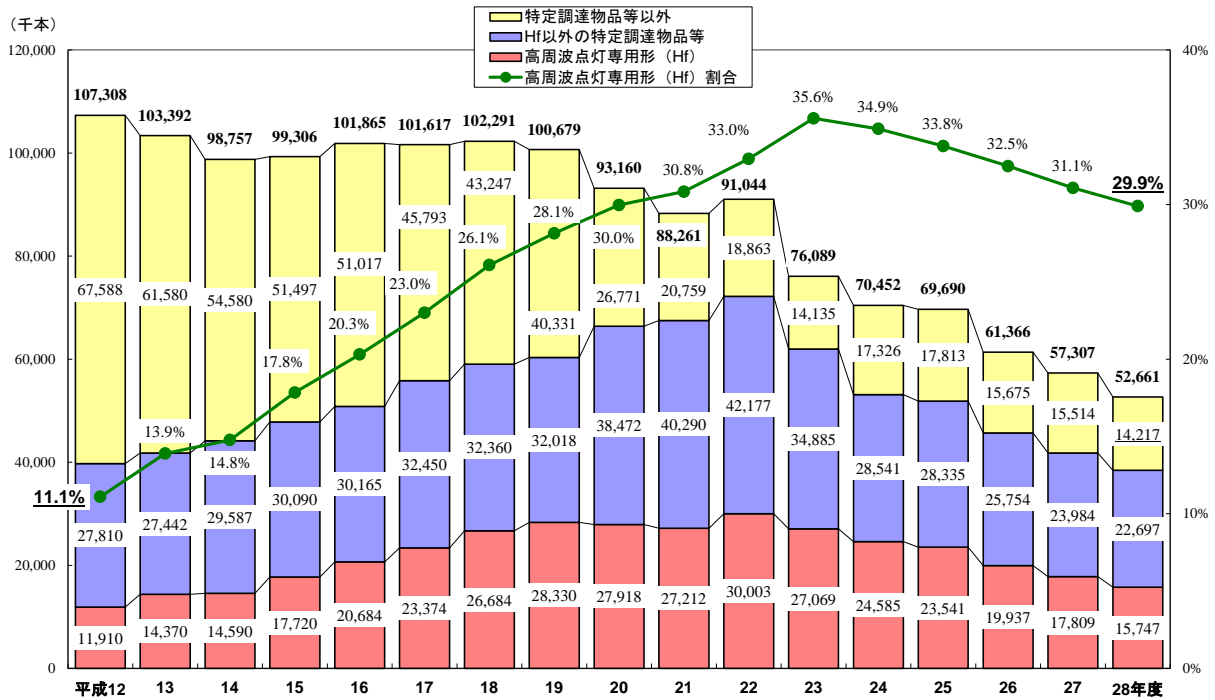


図 3-17 高周波点灯専用形 (Hf) の国内出荷量及び割合

(6) 消火器

消火器に係る市場形成状況⁹⁰は、以下のとおり。

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 18 年度の 46.0%から堅調に推移しており、平成 25 年度は前年度比やや減少したものの、平成 27 年度においては 92.4%と極めて高い市場占有率となり、平成 28 年度は 88.0%とわずかに減少したものの、引き続き高い割合を維持している。
- 9 割を超える製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 23 年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施したところであるが、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から、判断の基準等の見直しについて定期的に検討を実施する必要がある。

⁹⁰ 一般社団法人日本消火器工業会調査

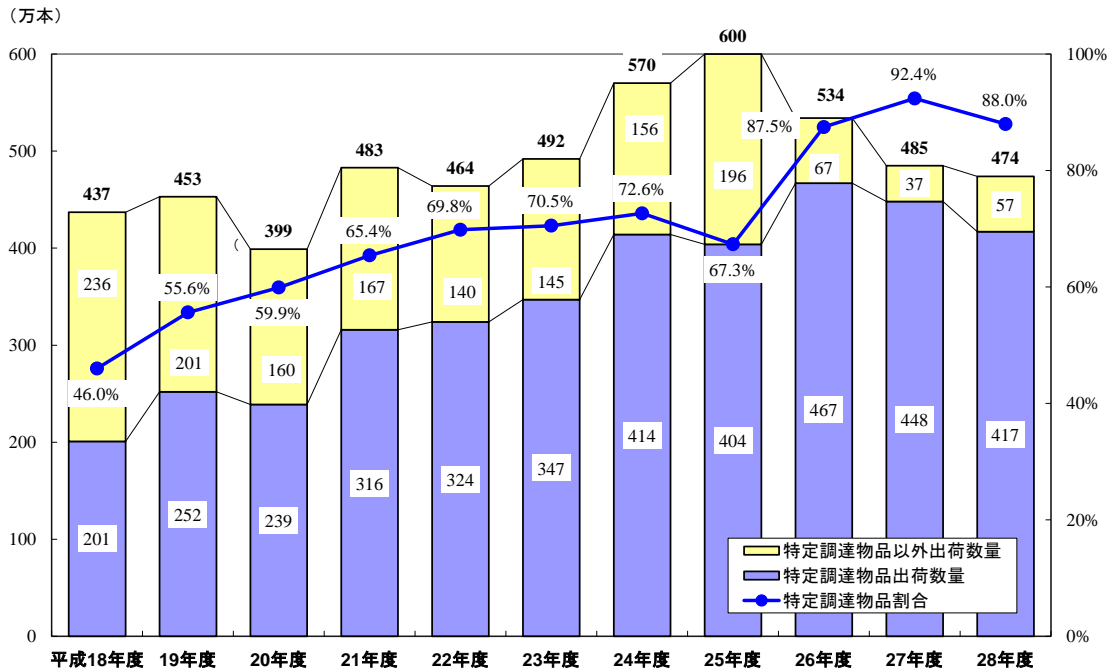


図 3-18 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（消火器）

（7）高炉セメント

① 市場形成状況

高炉セメントに係る市場形成状況⁹¹は、以下のとおり。

- セメント全体の国内販売量は平成 9 年度以降顕著な減少傾向にある中で、高炉セメントのセメント全体に対する国内販売割合は平成 9 年度の 20.7%から平成 15 年度の 25.8%へ毎年度わずかずつ増加し、平成 16 年度以降は減少に転じていたが、平成 19 年度に再び増加傾向がみられ、平成 21 年度においては 25.8%と前年度比 1.4 ポイントの増加でピークとなった。直近の 3 箇年は、平成 26 年度は 21.0%、平成 27 年度は 20.3%、平成 28 年度は 20.0%と前年度比 0.3 ポイントの減少となっており、漸減傾向となっている。
- 高炉セメントの生産量のうち B 種⁹²の割合は平成 12 年度 99.5%、平成 13 年度～平成 16 年度 99.8%、平成 17 年度、平成 18 年度は 99.6%、平成 19 年度以降は 99.9%超であり、高炉セメントの生産量のほぼすべてが判断の基準に適合する。

⁹¹ 資料：窯業・建材統計年報、セメントハンドブック、鉄鋼スラグ協会調査

⁹² 高炉スラグ配合率 30%超～60%以下

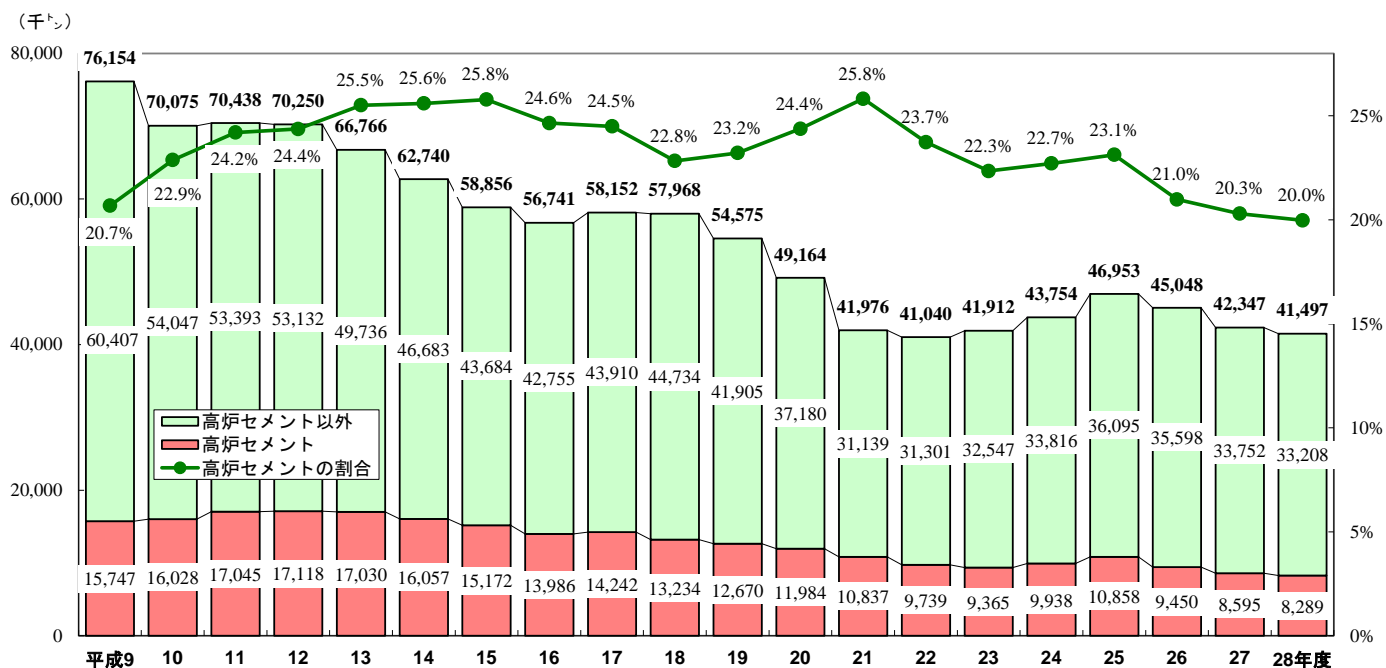


図 3-19 セメント及び高炉セメントの国内販売量の推移等

② 国内販売量からみた環境負荷低減効果 (試算)

平成 28 年度において国内で販売された高炉セメントについて、セメントを高炉スラグに置き換える (高炉スラグ配合率 45% で試算) ことにより得られる **セメント製造時の二酸化炭素排出量の年間削減量** を試算すると **約 1,507 (千 t-CO₂)** となる。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

高炉セメント

$$8,289 \text{ (千トン)} \times 0.45 \times 0.417 \text{ (t-CO}_2\text{/トン)} \times 0.969 = 1,507 \text{ (千 t-CO}_2\text{)}$$

4. グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

グリーン購入法施行前の平成12年度と平成28年度における特定調達物品等の国内販売量等に占める割合の推移は、図4-1のとおり⁹³。

平成28年度における特定調達物品等の市場占有率は、いずれの品目においても平成12年度より上昇しており、グリーン購入法に基づく国等の機関の初期需要の創出に伴う市場形成効果が顕著に現れているものと推察される。

平成28年度において特定調達物品等の市場占有率が70%を超えている品目は、プラスチック製バインダー（特定調達物品等の市場占有率83.0%）、蛍光灯器具⁹⁴（同76.1%）及び蛍光ランプ（同72.9%）である。これらの品目のうち、蛍光ランプについては、平成23年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施するとともに、平成26年度調達の基本方針において高周波点灯専用形（Hf）ランプに係る判断の基準を新たに設定し、40形直管蛍光ランプについては「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀封入量に係る判断の基準を強化した。

このように、市場占有率が高くなっている品目については、随時、判断の基準等に関する検討を行い、適宜見直しを実施している。

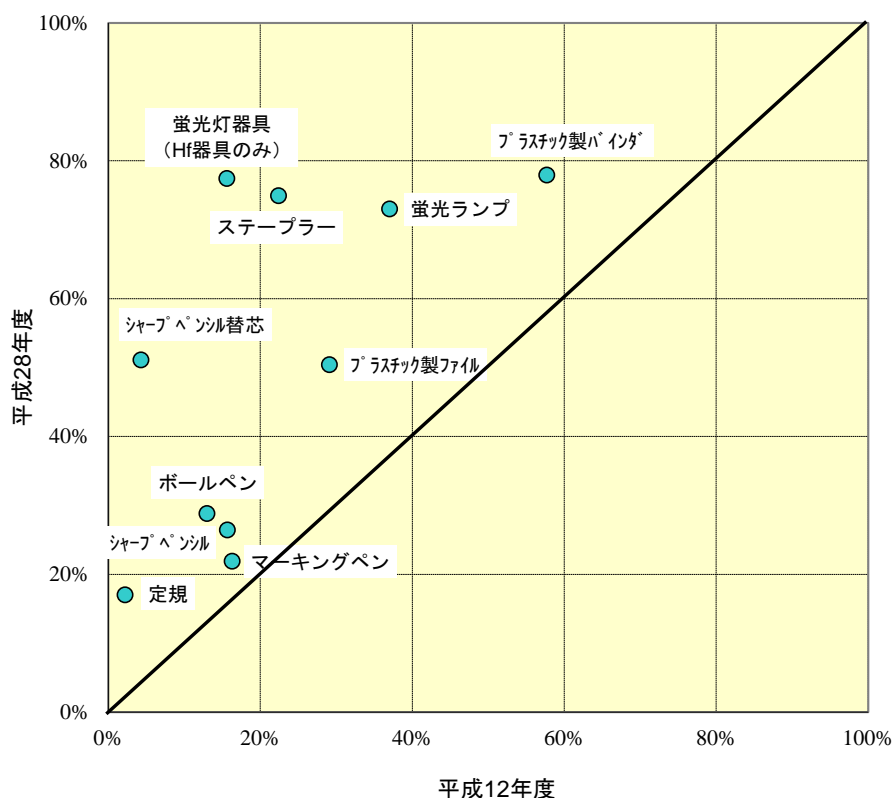


図4-1 グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

⁹³ 紙類及び紙製品については、古紙パルプ配合率の偽装の発覚に伴い、グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品等の市場占有率の把握が困難であることから、推移を示していない。

⁹⁴ 蛍光灯器具については、Hfインバータ方式の器具のみを対象としており、ラピッドスタート形又はスターター形の器具は含まれていない。

5. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大への期待

(1) 国及び地方公共団体の経済活動

経済活動の主体としての国等の占める位置は大きく、平成28年度における我が国の名目の国内総生産（支出側）533兆9,516億円（財貨サービスの逆輸出を除く）のうち、国の最終消費支出は15兆7,137億円（国内総生産（支出側）に占める割合は2.9%）、公的総資本形成は6兆3,542億円（同1.2%）であり、合計22兆679億円（同4.1%）となっている。同様に地方公共団体の場合は、最終消費支出が45兆1,922億円（同8.5%）、公的総資本形成が13兆3,327億円（同2.5%）の合計58兆5,319億円（同11.0%）となっている。これに社会保障基金、公的企業等の52兆5,631億円を合わせると、国及び地方公共団体において我が国の4分の1に当たる24.9%の経済活動を行っている。

このように、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び地方公共団体が果たす役割は極めて大きい。国及び地方公共団体が自ら率先してグリーン購入を推進し、これを呼び水とすることにより、さらに巨大な経済主体である民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。

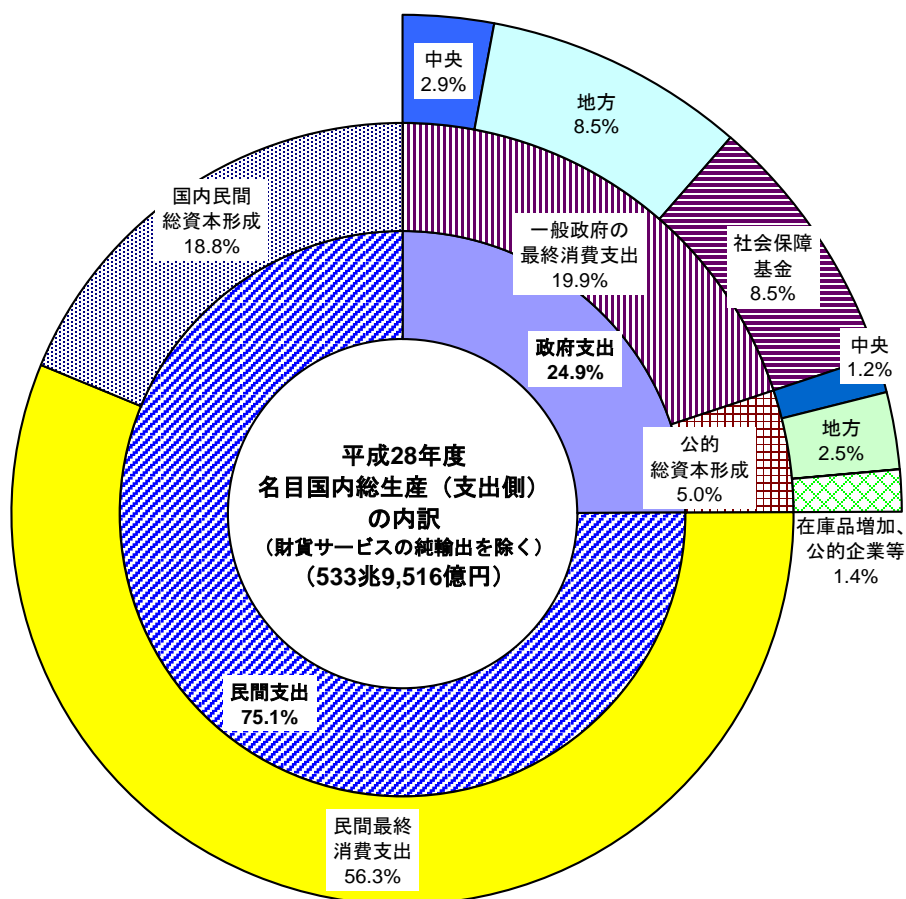


図5-1 平成28年度における名目国内総生産（支出側）の部門別勘定⁹⁵

⁹⁵ 資料：平成28年度国民経済計算

例えば、公共工事の高炉セメントのように、年によっては国等の機関の調達量が特定調達物品等の2割を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献していることは明らかである。また、文具類のように、国等の機関の調達量が特定調達物品等の1%に満たない品目についても、平成12年度から平成28年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品等の割合が倍増する品目があるなど急伸しており、グリーン購入の推進による公的機関の初期需要の創出がその大きな要因となっているものと考えられる。

(2) 地方公共団体の取組推進による市場形成効果拡大への期待

平成28年度に地方公共団体を対象に実施した「グリーン購入に関するアンケート調査」結果によると、67.3%の地方公共団体がグリーン購入に組織的に取り組んでいる（「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」または「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」の合計）と回答している。規模別では、都道府県・政令市はすべての地方公共団体が「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」が、町村では、50.9%の地方公共団体が組織的に取り組んでいると回答しているものの、18.1%の団体は、取り組んでいないと回答しており、地方公共団体ごとに取組状況の差がみられる。今後のさらなるグリーン購入の進展のためには、町村におけるグリーン購入の推進が極めて重要と考えられる。そのためには、グリーン購入の推進に向けた職員の意識の高揚、普及啓発及び推進体制の整備等が不可欠であり、国及び都道府県の適切な情報提供、指導・助言等が重要であると考えられることから、環境省においては、地方公共団体におけるグリーン購入の実施のための取組支援を実施しているところである。さらに、平成21年度には実際の調達者向けに「グリーン購入の調達者の手引き」を作成⁹⁶し、判断の基準等の理解の促進を図ることにより、地方公共団体におけるグリーン購入の一層の推進につながるよう取組を推進している。

今後、我が国全体及び各地域におけるグリーン購入の市場の形成及び拡大のための牽引役としての地方公共団体の役割がより一層重要になるとともに、地方公共団体におけるグリーン購入のさらなる推進により、環境物品等への需要の転換が加速的に促されることが大いに期待される。

⁹⁶ 新たに追加された特定調達品目や判断の基準等の見直し、調達者の意見・質問等を踏まえ毎年度改訂